

新温泉町地域防災計画

地震災害対策計画編

令和 7 年 2 月修正

新 温 泉 町

新温泉町地域防災計画地震災害対策計画編

目 次

第1編 総則

第1節 目的	1
第2節 計画の内容	1
第3節 防災関係機関の業務の大綱	1
第4節 新温泉町の地勢、地質及び気象と地震災害	6
第5節 地震災害の危険性と被害の特徴	7
第6節 災害想定	9

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	14
第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	15
第1節 防災基盤・施設等の整備	15
第1款 地震防災緊急事業の推進	15
第2款 防災基盤整備事業の推進	16
第3款 公共施設等耐震化事業の推進	16
第2節 建築物等の耐震性の確保	17
第3節 地盤災害の防止施設等の整備	18
第1款 砂防施設の整備	18
第2款 地すべり防止施設の整備	18
第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備	18
第4款 治山施設の整備	18
第5款 土地造成等の規制	19
第4節 河川、ため池の整備	19
第5節 交通関係施設の整備	19
第6節 ライフライン関係施設の整備	19
第1款 電力施設等の整備	19
第2款 LPガス施設等の整備	20
第3款 電気通信設備等の整備	20
第4款 水道施設等の整備	22
第5款 下水道施設等の整備	23
第3章 災害応急対策への備えの充実住宅	24
第1節 組織体制の整備	24
第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施	25
第3節 広域防災体制の確立	26
第4節 災害対策拠点の整備	27
第5節 情報通信機器、施設の整備	27
第6節 防災拠点の整備	28
第7節 大規模火災の予防対策の推進	29
第1款 出火防止、初期消火体制の整備	29
第2款 消防施設・設備の整備	30

第3款 大規模火災時の避難計画	30
第8節 防災資機材の整備	30
第9節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	31
第10節 災害救急医療システムの整備	31
第11節 備蓄体制等の整備	31
第12節 緊急輸送体制の整備	32
第13節 被災建築物応急危険度判定制度等の整備	32
第14節 避難行動要支援者支援対策の強化	32
第15節 外国人支援対策の強化	33
第16節 観光客支援対策の強化	33
第17節 津波災害対策の推進	33
第4章 住民参加による地域防災力の向上	35
第1節 防災に関する学習等の充実	35
第2節 自主防災組織の育成	38
第3節 防災訓練の実施	38
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	39
第5章 調査研究体制等の強化	39
第1節 地震観測体制の整備	39
第3編 災害応急対策計画	
第1章 基本方針	40
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	41
第1節 組織の設置	41
第2節 動員の実施	43
第3節 情報の収集・伝達・調査	46
第4節 防災関係機関との連携促進	57
第1款 自衛隊への派遣要請	57
第2款 関係機関との連携	57
第3章 円滑な災害応急活動の展開	57
第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ	57
第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施	58
第1款 災害広報の実施	58
第2款 各種相談の実施	58
第3款 災害放送の要請	58
第3節 地震火災の消火活動の実施	59
第4節 水防活動の実施	62
第5節 救援・救護活動等の実施	62
第1款 災害救助法の適用	62
第2款 人命救出活動の実施	63
第3款 避難対策の実施	63
第4款 食料の供給	81
第5款 応急給水の実施	82
第6款 物資の供給	82
第7款 住宅の確保	82
第8款 救急医療の提供	82

第9款 医療・助産対策の実施	83
第10款 防疫対策の実施	83
第11款 健康対策の実施	83
第12款 精神医療の実施	83
第13款 遺体の火葬等の実施	83
第14款 食品衛生対策の実施	84
第15款 愛玩動物の収容対策の実施	84
第16款 生活救援対策の実施	84
第6節 廃棄物対策の実施	84
第1款 ガレキ対策の実施	84
第2款 ごみ処理対策の実施	84
第3款 し尿処理対策の実施	85
第7節 環境対策の実施	85
第8節 交通・輸送対策の実施	85
第1款 交通の確保対策の実施	85
第2款 緊急輸送対策の実施	85
第3款 兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請	85
第9節 ライフラインの応急対策の実施	86
第1款 電力の確保	86
第2款 電気通信設備の確保	86
第3款 水道の確保	89
第4款 下水道の確保	89
第10節 教育対策の実施	89
第11節 危険物等の事故の応急対策の推進	89
第1款 危険物事故の応急対策の実施	89
第2款 火薬類事故の応急対策の実施	89
第3款 毒物・劇物事故の応急対策の実施	90
第4款 放射性物質事故の応急対策の実施	90
第12節 農林関係対策の実施	90
第13節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進	90
第4編 災害復旧・復興計画	
第1節 災害復旧事業の実施	93
第2節 災害義援金・義援物資の取扱い	97
第3節 災害復興計画の実施	98
第1款 復興本部	98
第2款 復興計画	98

第 1 編 総 則

新温泉町地域防災計画 地震災害対策計画編

第1編 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新温泉町の地域にかかる災害対策全般について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、町、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の内容

1 計画の構成及び内容

本計画の構成及び内容は次のとおりとする。

新温泉町の地域に関する地震災害（地震に伴う津波災害も含む）に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱及び想定される被害等について定める。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための処置について定める。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに応急的救助の措置について定める。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

3 計画の習熟

この計画は、防災関連施設の管理者、関係者及び町職員等に周知徹底を図り計画の習熟に努めるとともに、住民への広報を行い防災意識の高揚に努める。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、指定公共機関等は防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
農林水産省 近畿農政局 兵庫県拠点	応急食料（米穀） 及び災害対策用 乾パンの備蓄	応急食料（米穀） 及び災害対策用 乾パンの供給（売却）		

気象庁 神戸地方気象台		災害に関する気象、地象、水象等の観測、通報、予防、警報の発令及び伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時、適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時、適切な提供
国土交通省 近畿地方整備局	1 被災公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 公共土木施設（直轄）の2次災害の防止	被災公共土木施設（直轄）の復旧	
国土交通省 海上保安庁 第8管区 舞鶴海上保安部	海難防止指導による海難防止	1 海難その他海上災害における救助 2 災害時における港内の船舶交通安全の確保及び整頓 3 災害時の緊急海上輸送の応援 4 災害時の海上交通の治安維持	障害物の除去等による船舶交通安全確保	

2 自衛隊

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊第3師団中部方面特科連隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の支援		

3 県及び町

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県（知事部局・企業庁）	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援

	3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	3 県所管施設の復旧	3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
兵庫県（教育委員会）	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
兵庫県（警察本部）		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等		
新温泉町	1 新温泉町防災会議に関する事務 2 災害予防に関する事務又は業務の総合調整 3 町土の保全、防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する	1 災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 災害応急対策に係る組織の設置運営 3 水防・消防その他の応急措置 4 災害に関する予報又は警	1 災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 被害の調査実施 3 町施設及びライフライン等の復旧 4 被災者の生活支援 5 その他新温	1 災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 災害復興に係る組織・運営 3 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教

	る組織体制の整備 5 防災関連施設・設備の整備及びライフラインの新設・改良 6 医療、物資及び資機材の備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 新温泉町における公共的団体並びに自主防災組織の育成指導 8 防災に関する学習の実施 9 防災に関する知識の普及 10 防災訓練の実施 11 その他新温泉町の地域に係る災害予防の推進	報の伝達 5 災害及び被害に関する情報の収集・伝達 6 災害情報の提供と相談活動の実施 7 被災者の避難・誘導、救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 教育対策の実施 11 災害の拡大防止 12 町施設等の応急対策の実施 13 その他新温泉町の地域に係る災害応急対策の推進	泉町の地域に係る災害復旧の推進	育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施 4 その他新温泉町の地域に係る災害復興の推進
--	---	---	-----------------	---

4 指定公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
西日本旅客鉄道株式会社（兵庫支社）	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設等の災害復旧	
日本赤十字社（兵庫県支部）		1 災害時における医療救護 2 救援物資・義援金の募集・配分		

日本放送協会(神戸放送局)	放送設備の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
日本通運株式会社		災害時における緊急陸上輸送		
日本郵政公社(浜坂郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧 2 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資	
関西電力送配電株式会社(姫路本部)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
ラジオ関西 サンテレビジョン	放送施設の整備と防災管理 放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施		

5 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
全但バス株式会社(湯村温泉営業所)		災害時における緊急陸上輸送		
美方郡医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的、身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的、身体的支援
兵庫県プロパンガス協会但馬支部美方西地区会	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
社会福祉協議会	1 地域における要配慮者の把握等への協力 2 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力	1 町が行う避難及び応急対策への協力 2 被災者の保護及び救護物資の支給	被災者に対する町支援への協力	被災者に対する町支援への協力
農業協同組合	1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力	1 県、町が行う被害応急対策への協力 2 農作物の災	1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害農家に	1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害農家に

	2 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導 3 農作物等の防災管理指導	害応急対策の指導 3 農業生産資機材、生活用品、食料品等の確保及び供給（売却）	対する融資の斡旋・指導	対する融資の斡旋・指導
漁業協同組合	1 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 2 漁業施設等の災害防止事業の指導 3 漁船等の防災管理指導	1 県、町が行う被害応急対策への協力 2 漁船等の災害応急対策の指導 3 漁業設備、資機材等の確保及び供給（売却）	1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害漁業者に対する融資の斡旋・指導	1 県、町が行う被害状況調査への協力 2 被害漁業者に対する融資の斡旋・指導
商工会	防災訓練、事業に対する防災知識の普及への協力	1 町が行う被害応急対策への協力 2 救助用物資の確保についての協力	1 町が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力	1 町が行う商工業関係被害調査への協力 2 復旧資機材の確保についての協力
病院等医療施設の管理者	避難施設の整備と避難訓練の実施	1 災害時における収容者の保護及び誘導 2 災害時における病人等の収容保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産		
金融機関			被災事業者に対する資金融資	被災事業者に対する資金融資
美方郡西部土木建設業協同組合 温泉町建睦会 美方郡西部土木建築業組合		災害時における作業員、車両機械の手配		
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備	関係機関への被害状況及び応急対策の実施状況の報告		

第4節 新温泉町の地勢、地質及び気象と地震災害

1 位置及び地勢

新温泉町は兵庫県の西北端に位置し、東西19.6km、南北26.2km、面積241.0km²である。地勢は南北に長く、東南は香美町、西は鳥取県岩美町に境し、北は日本海に面している。

流域30kmの岸田川をはじめ、その支流に熊谷川、春来川、照来川、久斗川、味原川、幹流大栃

川、結川が流れ日本海に注ぎ、その河川流域に平坦な耕地が形成されている。その他は、おおむね山間地帯であって、山岳の多くは北に面し、地勢は傾斜が強い。

2 地質

新温泉町は、地史的な隆起、沈降作用や火山活動による独特な地形や地質となっている。地質は比較的新鮮な火山岩をはじめ火成岩を主として、特に海岸部は柱状節理等異質な景観を示し、更に白山火山帯に位置しているため数箇所に温泉が湧出している。また、北但層群が陸地となって以降、照来層群の堆積（500万年前）が始まり、美方郡南西部に広く分布するもので、一部扇ノ山、鉢伏山の鉢伏火山層に覆われている。

3 気象

新温泉町は、標準的な裏日本型（山陰型）気候に属し、冬期は雲天降雨雪の日がほとんどで、北風が強い。

地勢などの関係から年間降雨量も約2,300mmと多く、また過去の日雨量極値も509mm（大正7年）、最深積雪350cm（昭和38年）と多い。

更に一般的には湿気が多いが、海岸部のため比較的しのぎやすい。また、春にはフェーン現象が生ずるため、火災にも注意しなければならない地域である。このような気象条件は、海岸部の松の傾きによっても示されている。

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

過去の地震災害の状況を参考に、本町及び本町付近で発生予想される地震被害を想定、兵庫県地域防災計画地震災害対策編から抜粋し、防災対策の参考とする。

1 地震発生の危険性

(1) 海洋性巨大地震

紀伊水道沖では、マグニチュード8を超える南海道地震が繰返し発生しているが、前回より既に半世紀が経過している。

発生時には、広範囲に及ぶ被害が予想される。

また、南海道地震発生の直前か、2年程前に震源より東の海上で大地震が発生するパターンが確認されている。

(2) 内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生、または動いた断層で今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよく分かっていない。

日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては、東西方向の歪み力を受けておびただしい数の活断層が分布している。なかでも兵庫県内には、六甲・淡路島断層帯、有馬高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯（淡路南縁断層帯）など多くの活断層が分布しており、1995年の「兵庫県南部地震」は、こうした活断層が大きな災害をもたらす危険性について一般にも強く認識させるところとなった。

ア 六甲・淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯とは、六甲山地から淡路島北部付近に分布する断層の総称であり、活

動度がB級の断層だけでも、野島、東浦、仮屋、須磨、大月、横尾山、会下山、和田岬、諏訪山、布引、五助橋、大月、芦屋、甲陽の各断層など多数存在している。

これらは過去に大地震を起こしたという文献上の記録が無かったが、野島断層をはじめ、少なくとも一部の断層は、1995年の「兵庫県南部地震」の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーは解放されたと考えられる。したがってこうした断層については、次の時期が来るまで大地震の発生する可能性は少ないと考えられるが、一方、六甲・淡路島断層帯のうち、今回動かなかった断層については、将来、今回の地震のサイクルとは別に、あるいは有馬高槻断層帯と連動して動く可能性がないわけではない。

イ 有馬高槻断層帯

有馬高槻断層帯は、神戸、阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はB級であり、1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

ウ 山崎断層帯

山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見された。活動度は、B級で8～12世紀の間に断層活動が起きた痕跡が発見されているが、活動周期は、まだ十分に解明されていない。

エ 中央構造線断層帯（四国断層帯～淡路南縁断層帯）

中央構造線断層帯は、我国で最大延長の活断層で、活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震発生の記録がないが、最近のトレンチ調査によって、徳島県付近で、1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されている。

オ その他の断層等

その他、活断層の存在する場所や、歴史上大地震の記録がある場所については、将来大地震の発生の可能性がある。

また、過去に北但馬地震、北丹後地震（京都府）が発生し、震度6を記録している。

この他、県周辺には鹿野断層（鳥取県）、岩坪断層（鳥取県）、生駒断層帯（大阪府）、京都西山断層帯（京都府）など多くの活断層が分布している。

カ 本町内の断層

本町内に存在する断層は、香美町から温泉地域にかけて伸びる約20kmの地質断層である湯村断層が存在するが、活断層地形を示していないので、活断層とは認定できない。しかし、平成13年1月温泉地域南部に頻発な地震が発生したことから、いつ大地震が発生しても不思議ではなく、今後厳重な注意と応急対策を講じておく必要がある。

2 想定される地震と被害の特徴

これまでの内容により、南海道地震、有馬高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線断層帯地震、日本海沿岸地震による被害の特徴を検討する。

(1) 南海道地震

これまでのパターンから、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く震源に近い淡路地域では、十分な警戒が必要となろう。

特に震源からの距離が離れていることから、兵庫県内全域で長い周期の強い揺れが1～2分にわたって続くことが予想され、高層建築物への影響や、埋立地等での液状化現象が危惧される。

(2) 有馬高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震

この地震は発生すれば、1995年の兵庫県南部地震と最も類似した条件の下で起こるもの

と考えられる。

阪神間北部を中心に多数の家屋倒壊、火災発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断など都市型大災害になる恐れがあり、軟弱地盤分布地域は、特に注意が必要である。

また、六甲山系は数多くの断層が走り、基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから、地質的、地形的に土砂災害が発生しやすいうえ、山腹部まで住宅開発が進んでおり、危険性が高い。さらに断層を横切っている交通施設等も少なくなく、震源の位置と規模によっては極めて大きな被害をもたらす可能性がある。

(3) 山崎断層帯地震

震源地付近では、震度7に達することもあり得る内陸直下型地震であり、その場所が臨海部に近い程播磨地域を中心として多くの家屋倒壊、火災発生やライフラインなどへの大被害が予想される。

(4) 中央構造線断層帯地震

淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震が最も危険である。震源地付近では、震度7に達することもあり、淡路島南部を中心に大きな被害が予想される。

(5) 日本海沿岸地震

沿岸地での地震発生時は震源地付近では、震度7に達する可能性があり、但馬地域北部を中心に大被害の発生が予想される。

第6節 災害想定

1 基本的な考え方

地震による災害想定は、地震の規模、震源地からの距離、発生時期等によりさまざまな事態が考えられるため、その被害状況を定量的に予想することは、困難である。しかしながら、地域防災計画として地震に対する予防対策及び応急対策等を確立するための仮想災害として以下の条件で検討を加え、本町の災害想定とする考えであるが、関連データ等の条件整備が済み次第、具体的な災害想定を行う予定である。

2 災害想定の方法

(1) 対象地震

過去に兵庫県内で災害が発生したと推定される地震をもとに、本町における震度を推定し震度5～6の災害が予想される地震として、次の地震を想定する。

ア 近地地震（震源までの距離約70km、マグニチュード7.3級）

イ 遠地地震（震源までの距離約200km、マグニチュード8.2級）

(2) 想定条件

ア 建物については、建物構造及び建築年次による被害状況により想定する。

イ 火災

地震発生時間を火災発生危険度の最も高い冬季夕食時に設定し、想定する。

ウ 人的被害

(ア) 死傷者については、阪神淡路大震災での実状により、全壊棟数との関係から死傷者を想定する。

(イ) 避難者については、全壊棟数との関係から避難者を想定する。

エ その他、(交通機関、ライフライン、その他等) 研究課題として、検討を進める。

3 災害想定作成上の課題

被害想定を作成するに際しては、震災発生時間帯により、災害規模、形態等が大きく異なることが予測されるため、次の事項に重点を置き、研究課題として、災害想定の実成に勤めるものとする。

(1) 通勤・通学の時間帯

ア 交通網

(ア) 列車の脱線事故等で死傷者が発生する危険性がある。

(イ) トンネル等の崩壊による災害発生危険性がある。

(ウ) 道路障害物や道路、橋梁の損傷等により交通渋滞が発生し、被害が拡大する可能性がある。

(2) 昼間の時間帯

ア 看板の落下、ブロック塀の崩壊、自動販売機の転倒等により、通行人等に多くの死傷者が発生する可能性がある。

イ スーパーマーケット等の集客施設において、パニックが発生する可能性が高くなる。

ウ 交通量が多いため、交通渋滞を起し、緊急車両の運行に支障が生じ災害救援活動への影響が大きくなる可能性がある。

(3) 夏季

暑さの影響で高齢者や病人等の体力消耗が激しくなり、感染症の発生も考えられるため、人的被害が増大する可能性が大である。

(4) その他

ア 強風あるいは、風向等により建物密度の高い地域や、危険物品関連施設のある地域で火災が発生した場合は、延焼による被害が大きくなる可能性が大である。

イ 大規模な山崩れが発生した場合、人的被害はもとより地域が孤立することが予想され、これらに配慮が必要とされる。

4 想定地震

兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち現時点での発生可能性を考慮して、「兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)」及び「兵庫県地震被害想定調査報告書」の中で、県が想定する有馬高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線断層帯地震、日本海沿岸地震、南海道地震のうち、新温泉町内での被害実数が想定されている日本海沿岸地震について抜粋する。

(1) 想定地震の概要

ア 想定地震 日本海沿岸地震

イ 想定震源地 但馬海岸付近

ウ 想定規模 M7.3

(2) 被害想定条件

ア 風速 3.0 m/S

イ 地震の発生時期

季節・時刻による変動が大きい火災による被害(全出火数・延焼出火数・焼失建物)、人的被害(死者数・負傷者数)については季節別・時刻別に想定を行った。

(ア) 季節 夏、春・秋、冬

(イ) 時刻

時刻	設定時刻における住民の状況
3～4時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
8～9時	朝のラッシュ時。鉄道事故による被害が最大となる。
10～11時	午前中のオフィスアワー。
12～13時	昼食時。一時的に屋内人口と出火率が増加する。
16～17時	屋外人口最大時。道路災害、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18～19時	夕食時。出火率が最大となる。

(3) 想定結果と被害の特徴

兵庫県及びその周辺の日本海沿岸地域では、長らく大地震の記録はなかったが、最近になって、1872年の浜田地震、1925年の北但馬地震、1927年の北丹後地震、1943年の鳥取地震など規模等の類似した地震が頻発した。

本県の沿岸部で地震が発生した場合、但馬地域北部を中心に大きな被害の発生が予想される。河川の河口部では地盤が軟弱なため、家屋の倒壊が起こりやすいので注意が必要である。

5 活断層と地震災害

活断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所、規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。

たとえば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、

(1) 文献記録のない時代については、活動時期の厳密な特定が難しいこと。

(2) 活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけではかなりの巾を持った予測にとどまらざるを得ない。また活断層の被害の関係についても、十分に判明しているといえない。

そのため、今後、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明しなければならないが、それには長期的な取り組みが必要である分すべての防災関係機関は、そうした認識の下に現状において可能な限りの防災対策を講じるとともに、住民一人ひとりも地震に対する備えを怠らないことが何よりも必要である。

6 日本海側における津波を伴う地震

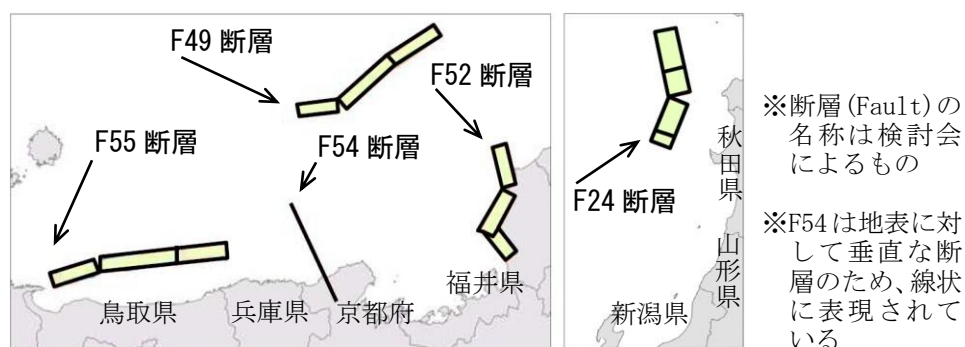
兵庫県は、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が示した断層モデルを使用して、最大クラスの津波が発生した場合の日本海沿岸地域における津波浸水想定図を作成し、平成30年3月に公表した。日本海沿岸地域津波浸水想定図によると、新温泉町では、最高津波水位は田井の浜でT. P.（東京湾平均水面）4.5m、津波の最短到達時間は田井の浜で11分、浸水域面積は65haと想定されている。居組、諸寄では住宅地に2m未満の浸水が生じ、釜屋、浜坂、三尾では漁業施設周辺や砂浜、田等に浸水が生じるが、住宅地への浸水はほとんど生じないと想定されており、兵庫県が公表した日本海沿岸地域津波浸水シミュレーション結果を日本海側の津波による被害として想定する。

※津波水位は、朔望平均満潮位（0.6m）に津波高を加えたもの。

※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間。

※浸水域面積は、河川等の部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の面積

[シミュレーションに用いた断層モデル]



名称	規模 (Mw)	過去地震や海底地形等	今後 30 年以内の発生確率及び 《平均活動間隔・最新活動時期》
F24	7.9	1983 年日本海中部地震の震源断層	相当する「青森県西方沖の地震」は「ほぼ 0%」 《平均活動間隔：約 500 年～1,400 年 最新活動時期：1983 年》
F49	7.4	隠岐トラフ南東側斜面	—
F52	7.3	甲楽城(かぶらき)断層及びその北方延長部	相当する「柳ヶ瀬(やながせ)・関ヶ原断層帯主部/北部」は「ほぼ 0%」 《平均活動間隔：約 2,300 年～2,700 年 最新活動時期：17 世紀頃》
F54	7.2	1927 年北丹後地震を起こした郷村断層の北方延長部	相当する「山田断層帯(郷村断層帯)」は「ほぼ 0%」 《平均活動間隔：約 10,000 年～15,000 年 最新活動時期：1927 年》
F55	7.5	鳥取沖の断層	—

※・過去地震や海底地形等については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会 海底断層ワーキンググループ報告書(H26.8)」による。

・地震発生確率及び平均活動間隔等は、平成 30 年 1 月 1 日時点で地震調査研究推進本部による。

F49 断層及び F55 断層に相当する断層の評価は行われていない。

「ほぼ 0%」とは、0.001%未満を示す。

[断層別最高津波水位及び最短到達時間]

地区名		全断層 (最高・最短)					
			F24 断層	F49 断層	F52 断層	F54 断層	F55 断層
居組	(最高水位)	3.9m	2.6m	1.8m	2.1m	3.3m	3.9m
	(最短到達)	12 分	151 分	31 分	59 分	24 分	12 分
釜屋	(最高水位)	2.9m	2.6m	1.5m	2.1m	2.9m	1.9m
	(最短到達)	13 分	112 分	—	58 分	23 分	13 分
諸寄	(最高水位)	3.2m	2.4m	1.7m	3.1m	3.2m	3.2m
	(最短到達)	13 分	151 分	31 分	58 分	23 分	13 分
浜坂	(最高水位)	4.1m	2.6m	1.9m	2.9m	4.1m	2.0m
	(最短到達)	12 分	112 分	32 分	57 分	22 分	12 分

田井の浜	(最高水位)	4.5m	3.0m	2.0m	1.7m	4.5m	1.8m
	(最短到達)	11 分	96 分	28 分	56 分	20 分	11 分
三尾	(最高水位)	3.9m	3.3m	1.9m	1.5m	3.9m	1.6m
	(最短到達)	19 分	107 分	27 分	—	19 分	—

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害予防計画は、次の考えのもとに作成する。

1 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災基盤・施設等の整備（地震防災緊急事業五箇年計画）
- (2) 都市の防災構造の強化
- (3) 建築物等の耐震性の確保
- (4) 地盤災害の防止施設等の整備
- (5) 交通、ライフライン関係施設の整備

2 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を効果的に展開する上で必要な平時の備えを充実するため、次の事項を重点とする。

- (1) 平時の防災組織体制整備と災害対策要因の研修、訓練の実施
- (2) 広域防災体制の確立
- (3) 災害対策拠点、情報通信機器、施設や防災拠点の整備
- (4) 消防防災施設、防災資機材の整備
- (5) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (6) 災害医療支援体制の整備
- (7) 備蓄体制等の整備
- (8) 要配慮者支援対策や外国人支援対策の強化
- (9) 緊急輸送体制の整備

3 住民参加による地域防災力の向上

自らの命、まちを自ら守る防災の原点に沿ったまちづくりを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 企業等の地域防災活動への参加促進

4 調査研究体制等の強化

災害に対し、よりの確な備えを行うため、次の事項を重点とする。

- (1) 地震観測体制の整備

5 その他の災害の予防対策の推進

大規模火災、危険物等の事故、その他の人為的災害等の予防対策について計画する。

第2章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

第1款 地震防災緊急事業の推進

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づき県が作成する第6次地震防災緊急事業五箇年計画とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 計画作成者

知事

2 計画年度

令和3年度～令和7年度

3 対象事業

新温泉町地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。

(1) 避難地

(2) 避難路

(3) 消防用施設

(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設

(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

(7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(10) (7)から(9)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

(11) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

(12) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

(13) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

(14) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

(15) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

(16) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

(17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

4 計画内容

地域の地震被害の危険性等を踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにすることにより、緊急事業としての趣旨を十分踏まえた計画とする。なお、作成にあたっては、長期的な整備目標の記載、各施設の整備状況の把握及び地震防災上の整備の必要性、緊急性の明確化に留意するものとする。

5 事業の実施

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努めるものとする。

第2款 防災基盤整備事業の推進

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤整備事業計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第1節第1款に準じる。

第3款 公共施設等耐震化事業の推進

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公共施設等耐震化事業計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。

- (1) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- (2) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設を含む。）等

2 公共施設等耐震化事業計画

町は、事業の目的、効果、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議することとする。

3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、元利償還金の一部については、地方交付税措置が講じられる。

4 事業の実施

町は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、事業の計画的執行に努めることとする。

第2節 建築物等の耐震性の確保

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

庁舎、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 公共施設等の耐震化

(1) 町は、公共施設について、計画的に耐震性の強化に努めるものとする。

- ア 町の応急災害対策の推進に必要な施設
- イ 被災者の生命、身体の安全確保に必要な施設
- ウ 社会的及び要配慮者支援のために必要な施設
- エ 緊急輸送等の円滑化のために必要な施設
- オ 地震発生時に避難所となる公共施設
- カ 不特定多数の者が利用する公共施設

(2) 町は、県が行うライフライン系統のバックアップ対策について、協力を努めるものとする。

2 一般建築物の耐震性

町は、現在の耐震基準以前の既存の一般建築物について、耐震改修促進計画を策定するなど耐震性の向上を図るものとする。

(1) 既存建築物耐震改修促進計画の検討

(2) 県が実施する耐震指導員養成計画への参加と依頼を行う。

3 建築物の耐震性強化の普及啓発

(1) 町は、建築物の耐震性強化等の普及啓発のためPR活動を行うものとする。

(2) 町は、但馬県民局等に開設される建築相談所に協力し、建築物の防災に関する相談の実施に努めるものとする。

(3) 町は、必要に応じ、美方広域消防本部、応急危険度判定士、建築士会その他の団体と協力して、個々の建築物の防災診断の実施に努めるものとする。

(4) 町は、建築士会等関係団体に対する建築基準法施行上の協力を要請して遵法精神の高揚に努めるものとする。

4 落下物対策

(1) 町は、公共施設について、強化ガラス等の使用により、窓ガラスの飛散防止対策の実施に努めるものとする。

(2) 町は、広面積のガラスを設けている建築物、外壁面に広告物や空調機器を設けている建築物に対し、次の対策の実施に努めるよう求めるものとする。

ア 外壁タイル等の耐震診断の指導

イ 落下物対策のための改修に係る県が行う特別融資制度の普及啓発

(3) その他据付不良の自動販売機、立ち枯れの樹木、その他倒壊のおそれがある物件の所有者、管理者に対して転倒、倒壊防止措置の普及啓発に努めるものとする。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、ブロック塀等の倒壊防止対策に努めるものとする。

(1) 県が実施するブロック塀の作製と点検方法及び補強方法の普及啓発に協力を行う。

(2) ブロック塀の危険箇所調査

(3) 危険該当ブロック塀の造り替えと生け垣化の奨励

(4) 建築基準法の遵守と指導

6 社会基盤施設の老朽化対策

町は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性の確保に努めるものとする。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

第1款 砂防施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第3節第1款第2に準じる。

第2款 地すべり防止施設の整備

実施担当 建設部（建設課）、農林水産部（農林水産課）

第1 趣旨

地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第3節第2款第2に準じる。

第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第3節第3款第2に準じる。

第4款 治山施設の整備

実施担当 農林水産部（農林水産課）

第1 趣旨

災害に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設等の整備について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第3節第4款第2に準じる。

第5款 土地造成等の規制

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

地震に伴う土地の災害を防止するため、土地造成等の規制について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第3節第5款第2に準じる。

第4節 河川、ため池の整備

実施担当 建設部（建設課）、農林水産部（農林水産課）

第1 趣旨

地震に伴う河川、ため池の被害を防止するため関係施設の耐震性の強化等について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第2節第1款第2及び第2款第2に準じる。

第5節 交通関係施設の整備

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

地震災害時における交通ルートの確保のため、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画、風水害等対策計画編第2編第2章第4節第1款第2に準じる。

第6節 ライフライン関係施設の整備

第1款 電力施設等の整備

実施担当 関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

電力施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策を推進する。

第2 内容

1 施設の保全

(1) 地震対策

- 2 電力の安定供給
 - (1) 通信設備の確保
 - (2) 電気施設予防点検
 - (3) 気象通報・予報の早期確認
- 3 公衆災害、二次災害の防止
 - (1) 電気工作物の適正管理の推進
 - (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害の防止に向けた防災意識の向上対策
- 4 資機材の確保・整備
 - (1) 資機材の確保
 - (2) 資機材の輸送
 - (3) 資機材の広域運営
- 5 防災訓練、防災教育
 - (1) 防災訓練等の実施又は参加
 - (2) 従業員の防災教育
- 6 電力会社相互間の体制強化

第2款 LPガス施設等の整備

実施担当 兵庫県プロパンガス協会但馬支部美方西地区会

第1 趣旨

LPガス施設について、災害による被害を防止し、被災後の迅速な復旧を行うための対策について定める。

第2 内容

LPガス施設の防災への整備を推進するため、次の事項を実施する。

- 1 要員の防災に関する教育訓練
- 2 防災事業所リスト（連絡先等）の配布
- 3 必要資機材の備蓄
- 4 関係行政機関との連絡、調整
- 5 保安要員の常時待機による即応態勢の整備
- 6 気象情報等の整備

第3款 電気通信設備等の整備

実施担当 西日本電信電話株式会社

1 通信施設の耐震化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により、耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計する。また、診断及び補強も実施する。

(2) 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換伝送設備等は、振動による倒壊、損傷を防止するためハリ、壁

及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

イ 電力設備

電力設備は、受電設備、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じる。さらに、発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震を実施する。

ウ 通信設備

- (ア) とう道（共同溝を含む）網の拡充
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進
- (ウ) 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- (エ) 災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の２ルート化を推進
- (オ) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化
- (カ) 中継交換機の分散設置

2 災害対策用機器及び資材等の配備

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

ア 可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬形デジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星局

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

(3) 復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資材の備蓄に務める。

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 演習の種類

ア 災害対策情報連絡演習

イ 災害対策演習

ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習

(2) 演習方法

ア 全社規模における情報連絡演習

イ 事業所単位での駆け付け・情報伝達演習

ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

第4款 水道施設等の整備

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

水道施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張とあわせて計画的に整備をすすめることとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

ア 浄水場、配水池等の構造物

イ 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

ア 避難所、救急病院

イ 社会福祉施設

(3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

ア 情報伝送設備

イ 遠隔監視、制御設備

ウ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検、予備施設の整備を実施することとする。

ア 貯水施設

(ア) 上流流域内の荒廃防止

イ 取水施設

(ア) 施設の保守

ウ 浄水施設

(ア) 付帯設備の保守

(イ) 消毒設備の保守

(ウ) 薬品注入設備の保守

エ 導・送・配水施設

(ア) 付属配管・諸設備の保守

(イ) 幹線管路の相互連絡

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐震性診断、立地条件等を勘案のうえ、管路の設置に努めることとする。

(1) 耐震性の高い管材料の採用

(2) 伸縮可能継手の採用

4 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を実施することとする。

5 図面の整備

水道事業者等は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

6 系統間の相互連絡

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討することとする。

また、隣接市町間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域ネットワークの整備を行うことを検討することとする。

7 災害時用の資機材の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

8 教育訓練並びに平常時の広報

水道事業者等は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、町防災担当部局と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施することとする。

(1) 職員に対する教育及び訓練

- ア 教育 防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- イ 訓練 動員行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平常時の広報並びに訓練

ア 広報

事前対策並びに災害対策

飲料水の確保

給水方法の周知徹底

水質についての注意

広報の方法

イ 訓練

給水訓練等

9 相互応援体制の整備

上水道の迅速な復旧のため周辺市町と広域的相互応援協定を締結し、相互支援要請体制を推進する。「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」により相互応援体制の整備と訓練を行う。

第5款 下水道施設等の整備

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

下水道施設について、地震による被害を受けにくく、被災しても、機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

第2 内容

1 下水道システム全体としての震災対策

下水道施設管理者は、地震発生時においても下水道システムが全体として機能を有効に働かすことができるよう、重要幹線管渠等のネットワーク化を推進することとする。

2 下水道施設の耐震化

下水道施設管理者は、次の指針等に基づき下水道施設の耐震設計を行うこととする。

- (1) 下水道施設の耐震対策指針と解説－１９９７年版－（建設省監修、（社）日本下水道協会）
- (2) 下水道施設の地震対策マニュアル（１９９７年版、（社）日本下水道協会）

3 下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は下水道施設について、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施することとする。

4 災害時用の資機材の整備

下水道施設管理者は必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

5 相互応援体制の整備

下水道の迅速な復旧のため周辺市町と広域的相互応援協定を締結し、相互支援要請体制を推進する。

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 新温泉町の防災組織体制

新温泉町は、町域における総合的な防災対策の推進のため、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるものとする。

(1) 新温泉町防災会議

災害対策基本法第16条により設置し、組織及び運営は、災害対策基本法、新温泉町防災会議条例の定めるところにより行い、所掌事務は新温泉町地域防災計画の修正及びその実施の推進等とする。

(2) 新温泉町自主防災連絡会

水防法第3条の定める当町の水防責任を全うするために設置するもので、新温泉町水防計画の定めるところにより、水防態勢の強化及び水防活動の円滑化を図る。

(3) 新温泉町水防本部

新温泉町水防計画により設置し、組織、運営及び所掌事務は同計画の定めるところによる。

2 新温泉町の災害対策要員等の確保体制

新温泉町は、災害発生時の初動体制に万全を期し、緊急必要時の災害対策要員等の確保に努める。

(1) 災害監視、即応体制の確立

災害監視及び災害情報収集と伝達体制等を確保するため、第1段階として防災担当部局の職員をもってこれにあて、その後、必要に応じ宿日直体制を強化して実施するものとする。

(2) 参集可能職員の確保

ア 配備態勢

(ア) 準備段階

総務課長、町民安全課長、建設課長、企画課長、地域振興課長、総務部配置職員、救助環境部配置職員及び建設部配置職員等であらかじめ指定する職員

(イ) 第1号（非常）配備態勢

各課室長等の管理職員並びに各部配置職員等であらかじめ指定する職員

(ウ) 第2号（非常）配備態勢

所属人員のうち約5割以内の人員により、災害応急対策等にあたる態勢

(エ) 第3号（非常）配備態勢

原則として、全所属職員により、災害応急対策等にあたる態勢

イ 配備基準

(ア) 準備段階

町内で震度4の地震を観測したとき

(イ) 第1号（非常）配備態勢

災害の発生に備えて主として情報の収集・伝達態勢を強化する必要があるとき

町内で震度5弱の地震を観測したとき

(ウ) 第2号（非常）配備態勢

町内で震度5強の地震を観測したとき

(エ) 第3号（非常）配備態勢

町内で震度6弱以上の地震を観測したとき

ウ 配備指示

配備指示は、原則として災害対策本部長（町長）が決定し、各部長から各部ごとにあらかじめ定められた連絡網・手段により行うものとする。

(ア) 災害対策要員等への連絡手段の確保

有線電話、携帯電話を主に連絡を行い、次いで消防無線により町内各分団用受令器に対しての一斉伝達により補完を行い、連絡の徹底を図る。

(イ) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時における交通途絶を前提として平時から非常時の登庁経路、方法の検討を行い、初動措置に必要な要員の確保に努める。

3 防災組織体制の推進

町の防災対策推進のため、平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備充実に努める。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制の整備

町は、平時から指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と緊密な関係を保ち、各機関の防災組織体制への協力を依頼する。

第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町及び町関連施設の職員の災害対応力向上のための研修、訓練について定める。

第2 内容

1 町は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 職員用防災マニュアルの改定作成

災害発生時の初動体制に重点を置き、具体的かつ平易的なものとして作成し、職場研修を基本に他の研修の機会を利用し内容の徹底を図る。

(2) 情報収集、伝達訓練の実施

初動時の災害情報の収集、連絡及び指示、指令の緊急伝達と正確性の向上を図るため、通信機器等の操作研修、訓練を行い習熟化に努める。

(3) 非常招集訓練の実施

勤務時間外における災害の発生に備え、情報収拾を包括した訓練計画を作成し、これに基づいた訓練を行う。

(4) 防災研修、訓練の実施

国、県その他防災関係機関と合同で防災に係る図上訓練及び実施訓練の実施に努める。

2 防災関係機関の協力

町は、県をはじめ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関に防災研修、訓練等への協力参加の依頼を行い、目的の達成に努める。

第3節 広域防災体制の確立

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

大規模及び広域的な災害に対処するため、兵庫県地域防災計画に準じての体制整備について定める。

第2 内容

1 協力体制の強化

兵庫県但馬県民局及び但馬広域行政事務組合の構成団体として、これら機関の行う広域防災協力体制の確立に努めるとともに、隣接する町等との相互応援協力体制についても、同様な体制強化を図る。

(1) 災害応急対策全般に関する、現行の見直し

(2) 隣接市町との広域防災計画作成の検討

資 料 「兵庫・鳥取両県境地域消防相互応援協定」

「消防本部区域内消防相互応援協定」

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」

「東部山陰市町連絡協議会災害時相互応援協定」

「麒麟のまち創生戦略会議災害時相互応援協定」

2 応援・受援体制の整備

応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成し、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型インフルエンザ等の感染症対策に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

3 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

- (1) 町は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるとともに、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) また、町は、県や他防災関係機関などの関係者間で、適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくなど、関係者間での協力体制の構築等に努める。
- (3) 県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認められる場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 災害対策拠点の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町の防災対策活動の中核拠点となる、災害対策本部に用いる室等の整備について定める。

第2 内容

1 災害対策本部室等の整備

災害発生時における対策を実施するため、情報収集をはじめ指令、指示の伝達の機能を備えた室が当然必要とされるため、新温泉町においては暫定措置として町役場2階会議室をその目的に利用する。

なお、将来的には、本格的な災害対策拠点の整備を検討することとする。

2 代替拠点施設の整備

前記1の町役場内災害対策本部室が障害等により機能不能となった場合は、直ちに業務の継続が行える拠点の整備に努める。

第5節 情報通信機器、施設の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器等の施設の整備について定める。

第2 内容

1 災害対応総合情報ネットワークシステム

兵庫県が実施する同システムの整備に伴い、新温泉町に設置している端末機器等について積極的に活用を図る。

2 災害無線通信体制の充実強化

新温泉町及び当町に係る防災関係機関は、現有の情報通信機器の災害時の支障の発生に備える。

3 災害時情報連絡網の整備について

災害時における情報連絡網の達成を図るため、防災行政無線等の整備促進を行うとともに、現有通信機器の拡充・整備と効率的運用に努める。

第6節 防災拠点の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における防災拠点としての機能を果たす地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第2 内容

1 地域防災拠点の整備

町は、大規模災害時において、救援、救護、復旧活動等の拠点及び広域避難地ともなる地域防災拠点の整備に努める。

(1) 地域防災拠点は兵庫県が設ける広域防災拠点もしくは広域輸送拠点からの派遣要員及び緊急物資の受付窓口となり、さらに、災害対応の消防、救助、復旧等の活動拠点となるもので、加えて活動に伴う要員資材の集積と物資の備蓄保管場所等多くの機能が求められる施設である。このため次の設備等が必要とされる。

ア 緊急物資、復旧資機材の集配配送スペース

イ 地域の防災活動のための駐屯スペース

ウ 物資、復旧資機材、備蓄倉庫

エ 災害対策本部、医療機関、消防本部、その他の関係機関等との交信可能な通信設備

オ 非常用発電設備等

カ ヘリポート

キ 耐震性防火水槽等の消防水利

(2) 地域防災拠点の配置と考え方については、兵庫県地域防災計画の定めるところに準じて行う。

2 コミュニティ防災拠点の整備

町は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一次的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる公園・広場の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として、地区住民の避難地及び防災拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点は、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

ア 災害時において避難・応急生活が可能な機能

イ 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

ウ 情報通信設備

エ 対象地区内の防災活動に必要な設備

オ 電気、飲料水等の自給自足機能

カ 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携等

3 避難路の整備

一次避難地と避難所又はコミュニティ防災拠点若しくは地域防災拠点（広域避難地）を結ぶ道路を避難路として整備を検討する。

第7節 大規模火災の予防対策の推進

第1款 出火防止、初期消火体制の整備

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

地震発生時等の出火防止、初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織

本町は、常備消防の美方広域消防本部と、非常備消防の消防団との2組織であり、消防力については、新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第3章第6節「消防施設・設備の整備」のとおりである。

2 火災予防対策

(1) 一般予防計画

ア 消防予防行政を強化するとともに、広報活動により、防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警戒心の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。また、立ち入り検査等を強化する。

イ 地域の自主防災組織、事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減に努めるものとする。

ウ 火気使用設備、器具の所有者、使用者に対し、出火の予防に努めさせるものとする。

エ 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態把握を行うとともに、火災予防指導の強化に努めるものとする。

(2) 建築物の火災予防

ア 都市計画区域において、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路、公園等の都市空間、防火水槽等の防災施設の整備に努めるものとする。

また、発展する町の将来に備えて、防火地域等の指定、耐火構造建築物の延焼防止の基準の整備、さらに危険物等施設と工場等の危険性の高い施設への各用途地域内における、設置制限等の火災予防に関する規制について、研究、検討に努めるものとする。

イ 建築物の新築等について、防火上の見地からその計画を審査し、各々の建築物について、あらかじめ火災予防についての指導に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が出入りする特定防火対象物への火災予防

ア 防火基準点検済証等の交付指導

集会所、旅館、ホテル等、特に人命に危険を及ぼす可能性を有する施設で、防火上一定の基準に適合するものには、防火基準点検済証等を交付することにより、利用者の安全を

図る体制の確立に努めるものとする。

イ 消防法令に対する指導の推進

火災報知機のみ設置者に対し啓蒙を行い、指導に努める。

(4) 防火管理者等の育成と活用

ア 学校、病院、工場等の消防関係法令で定める防火管理者必置義務対象物について防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させるものとする。

イ 防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成し、指導し、総合的な防災管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 特殊危険物の予防対策

放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめ、取扱所等における具体的な予防対策を講じさせるものとする。

第2款 消防施設・設備の整備

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町における消防力の整備、強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 消防計画は、震災時に対応する、総合的な消防計画の策定に努める。

2 施設の整備

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第3章第6節第2に準じる。

第3款 大規模火災時の避難計画

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

震災時に大規模な火災が発生する地域の避難計画の作成について定める。

第2 内容

1 避難計画

(1) 火災時の危険性が特に高く、あらかじめ組織的な避難計画が必要な地域について避難予想人員等を算定して安全に避難できる避難計画を作成する。

(2) 大規模火災から住民の安全が確保できる避難地を選定し、あらかじめ住民に周知するものとする。

(3) 避難計画の作成については、燃焼物のない場所や多人数が安全に避難できる広い道路を避難路として指定する。

第8節 防災資機材の整備

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、建設部（建設課）

第1 趣旨

地震災害に必要な防災資機材等の整備について定める。

第2 内容

防災用資機材等の整備については、兵庫県地域防災計画に準じて定める。

第9節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課）

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第3章第8節第2に準じる。

第10節 災害救急医療システムの整備

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）

第1 趣旨

多数の負傷者等に対する応急医療や、避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した災害救急医療システムの整備について定める。

第2 内容

1 災害医療体制の整備

町は、県が実施する災害救急医療システム等の整備について協力し、町域内での災害病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について美方郡医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備に努めるものとする。

2 医薬品等の備蓄

- (1) 町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班等が用いる医療機材の備蓄に努めるものとする。
- (2) 町域内の医療機関に医薬品等の備蓄を依頼、奨励するものとする。
- (3) 町は、発災後、3日間程度の間に必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意するものとする。

第11節 備蓄体制等の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第2 内容

1 基本方針

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第3章第10節第2に準じる。

第 1 2 節 緊急輸送体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、建設部（建設課）

第 1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 2 編第 3 章第 1 1 節第 2 に準じる。

第 1 3 節 被災建築物応急危険度判定制度等の整備

実施担当 建設部（建設課）

第 1 趣旨

余震などによる建築物の倒壊、部材の落下などにより生ずる二次災害を防止するため、被災した建物の危険度の判定を実施するための制度について定める。

第 2 内容

1 判定士の養成

町は、県が実施する養成計画に町職員等を派遣し、判定士の養成を計画的に実施する。

2 実施計画

(1) 実施主体

町は、応急危険度判定の実施を行う場合は、判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請するものとする。

(2) 対象

大規模な地震により被災した建物等。

(3) 方法

ア 外観目視による調査を原則とし、「地震被災建物の被災度調査、判定シート」をあらかじめ作成し、活用するものとする。

イ 町は、判定標識をあらかじめ作成し、調査結果に基づいて、調査建物に貼付するものとする。

ウ 結果に基づいては、判定実施本部及び判定実施支援本部へ報告するものとする。

第 1 4 節 避難行動要支援者支援対策の強化

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）

救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第 1 趣旨

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 2 編第 3 章第 1 2 節第 2 に準じる。

第15節 外国人支援対策の強化

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

外国人に対する日常の情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第3章第13節第2に準じる。

第16節 観光客支援対策の強化

実施担当 情報部（企画課・地域振興課・議会事務局）

商工部（商工観光課・地域振興課）

第1 趣旨

観光客に対する情報提供及び災害時の情報伝達等について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第3章第14節第2に準じる。

第17節 津波災害対策の推進

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、農林水産部（農林水産課）

援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）、

商工部（商工観光課・地域振興課）

第1 趣旨

津波の発生による被害を防止・軽減するため、防波堤等の施設の整備、津波警報や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、住民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。

第2 内容

1 津波災害対策の実施

町は、県が実施した日本海沿岸地域津波浸水シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、県の日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム等に基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進めるものとする。

2 防波堤等の整備

町は、津波による被害のおそれのある地域において、防波堤等の施設を整備する場合、防災基本計画に示される津波災害対策の考え方を踏まえ、津波に対する安全性に配慮して整備するものとする。

また、各施設管理者は定期的に施設の点検を行うなど平時の管理の徹底に努めるものとする。

3 津波警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 通報・通信手段の確保

町は、広域かつ確実に津波警報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図るものとする。

- ① 町は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導するものとする。
- ② 町は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図るものとする。
- ③ 町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、携帯電話（ひょうご防災ネット、エリアメール等）、サイレン、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努めるものとする。
- ④ 町は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、県の防災行政無線、町の防災行政無線（移動系無線、同報系無線）及び、町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線の整備に引き続き努めるものとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置の促進に努めるものとする。

(2) 伝達協力体制の確保

町は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

4 津波監視体制等の確立

気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、町は、津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難し、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期すよう努めるものとする。

5 避難体制の整備

町は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定に努めるものとする。

(1) 一般住民の避難行動

- ① 町は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるものとする。
- ② 町は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図るものとする。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

- ① 町は、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくよう努めるものとする。

② 町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に対する特徴を事前に周知するよう努めるものとする。

(3) 避難場所の指定

町は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努めるものとする。

6 住民への啓発活動等の実施

町は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動の実施に努めるものとする。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

町は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図るものとする。また、町は県が実施した日本海沿岸地域津波浸水シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めるものとする。

(2) 日頃の備えの充実

町は、津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常持出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努めるものとする。

(3) 津波防災訓練の実施

町は、関係機関や住民の参加のもと実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めるものとする。また、その際地域の高齢者等のいわゆる要配慮者に十分配慮した訓練の実施に努めるものとする。

(4) デジタル技術の活用

町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めることとする。

第4章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）
教育部（教育委員会）

第1 趣旨

住民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災にかかる学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 住民に対する防災思想の普及

町は、住民の一人ひとりが「自らの生命は、自ら守る。」を基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう自主防災思想の普及、啓発の実施に努めるものとする。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、各課等の所管業務にかかる次の事項について広報し、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 周知方法

ア 兵庫県広域防災センター等各種訓練施設の活用

イ インターネット（県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池による危険度等を示すＣＧハザードマップを公開している。）、ビデオ、ラジオ、テレビ、しんおんせん防災ネット等による普及

〔ＣＧハザードマップの内容〕 <https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- ５つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の危険度（洪水・高潮・津波・ため池・浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
- 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
- 駅や主要地点における浸水イメージＣＧなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。
- 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

ウ ケーブルテレビによる普及

エ 出前講座、研修会、シンポジウム等の開催による普及

オ ホームページによる普及

カ ハザードマップによる普及

キ 標語、図画、作文募集等による普及

ク 関連資料の収集、展示等による紹介、提供

(2) 周知内容

ア 町の防災対策

イ 地震に対する知識と過去の災害事例

ウ 災害に対する平素の心得

(ア) 緊急地震速報の情報と聞きしときの行動

(イ) 被災地等の周辺における災害危険性の把握

(ウ) 家屋等の点検

(エ) 家族内の連絡手段の確保

(オ) 火災の予防

(カ) 心肺蘇生等の応急救護知識等の習得

(キ) 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み(正常性バイアス)の克服と避難行動に移るタイミング(逃げ時)等をあらかじめ設定しておくことの重要性

(ク) 避難の方法（避難情報に応じた避難のタイミングや安全な避難経路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、町内での避難が困難な場合の広域避難等）や避難の必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）

(ケ) ３日分程度の食料、飲料水、物資等の備蓄

- (コ) 非常持出し品の確認（貴重品、小型ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食料、飲料水等）
- (サ) 自主防災組織の結成
- (シ) 避難行動要支援者等への配慮
- (ス) ボランティア活動への参加
- (セ) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性

エ 災害発生時の心得

- (ア) 地震発生時における行動（場所別）
- (イ) 出火防止と初期消火
- (ウ) 自宅及び周辺の被災状況の把握
- (エ) 救助活動
- (オ) インターネット、防災無線、CATV、テレビ、ラジオ等による情報収集
- (カ) 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
- (キ) 避難実施時の必要な措置
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所での行動
- (ケ) 自主防災組織の行動
- (コ) 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
- (サ) 安否情報の確認のためのシステムの活用
- (シ) 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等） など

オ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定や津波の特性等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底

3 町職員が防災上習熟すべき事項

(1) 町職員は、各々の業務を通じ、また研修等により次の事項の習熟に努めるものとする。

- ア 町の防災体制と防災上処理すべき業務
- イ 災害発生時の動員計画と各自の担当業務
- ウ 各関係機関との連絡体制と情報活動
- エ 関係法令の運用
- オ 災害発生原因についての知識
- カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

(2) 町は、兵庫県及び新温泉町地域防災計画を基本に、災害応急対策にかかる共通マニュアルの整備など全職員に対し、災害時における各自の行動の周知徹底に努めるものとする。

4 消防団員が防災上習熟すべき事項

消防団は、消防団員が郷土愛護の精神により地域の安全確保に積極的に取り組むため、講習会や訓練を通じて、火災、風水害、地震災害、特殊災害等の基礎知識と、これらに対する消防活動の知識および技術を習得させるよう努めるものとする。

5 学校・幼稚園における防災教育

町教育委員会は、学校・幼稚園における防災教育の推進に努めるものとする。

- (1) 防災教育委員会の設置、運営
- (2) 安全教育の充実
- (3) 教職員の指導力の向上
- (4) 人間教育を原点とした防災教育の推進

- (5) 学校におけるボランティア教育の推進
- (6) 図書館における調べ学習
- (7) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進

6 災害教訓の伝承支援

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、町民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。

第2節 自主防災組織の育成

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、教育部（教育委員会）

第1 趣旨

住民が地域において、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 実施機関等

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第4章第2節第2に準じる。

2 その他

自主防災組織は、自治会単位で組織するとともに、婦人防火クラブ等民間の防火組織と連携を図るものとする。また、婦人防火クラブ等との一体的な活動体制づくりの育成強化への協力に努めるとともに、平常時から美方広域消防本部や町消防団との連携を図り、災害時の協力支援体制を強化するよう努めるものとする。

第3節 防災訓練の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）
消防部（消防団）

第1 趣旨

防災関係機関等が単独又は共同して行う防災訓練の内容について定める。

第2 内容

町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合に備えて、実践的な対応力の養成と関係機関及び住民の活動力の向上を図るため、各種訓練を実施して防災対策の充実強化に努めるものとする。

1 総合防災訓練

- (1) 参加機関は、但馬県民局、美方警察署、隣接市町、美方広域消防本部、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア、町内企業等とする。
- (2) 主として地震災害を想定して実施する。
- (3) 災害対策本部の設置、情報の収集伝達、災害広報、避難誘導、救出救護、交通規制、救援物資輸送、消防活動、水防活動、ライフライン復旧等を内容とする。

2 個別防災訓練

- (1) 町は、町内防災関係機関又は、災害相互応援協定市町及びその他の防災関係機関等と単独又は共同で各種訓練を実施するものとする。
- (2) 地震災害を想定して実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練と実施訓練に大別し、職員の動員、情報の収集伝達、水防消防、災害救助等とし、この他、各種訓練の基礎訓練を含有するものとする。

3 自主防災組織等の防災訓練

- (1) 町は、町内の自主防災組織に対し、自治会及び町消防団が主となり、次の訓練の指導を行い、防災意識の高揚と技術の向上を図るため、防災訓練の実施に努める。
- (2) 訓練は、情報の収集伝達、消防、消火、心肺蘇生等の応急救護、避難誘導、給食、給水等の単独又は、連携したものとする。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町内の企業が、当該地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2編第4章第4節第2に準じる。

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 地震観測体制の整備

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

町内及び近隣における地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するための地震観測体制の整備について定める。（兵庫県地域防災計画より）

第2 内容

1 町内観測施設

気象庁、県設置の計測震度計を役場及び温泉総合支所に設置し、観測を行っている。

- (1) 新温泉町役場（新温泉町浜坂2673-1）
- (2) 新温泉町役場温泉総合支所（新温泉町湯1604）

第 3 編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

災害応急対策計画は、地震を中心として、次の考え方のもとに作成する。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、町及びその他の関係機関の緊急時の組織体制、情報収集伝達体制の確立と、防災関係機関等との連携を包括した応急活動体制を確立する。

2 災害応急活動の展開

災害応急活動体制の確立に伴い、災害現場における効率的な活動展開のため、次の事項を重点とする。

- (1) ボランティア等の支援の受入れ
- (2) 住民に対して災害に係る広報広聴活動
- (3) 災害の対策と被害の防止のための水防、消防等の活動
- (4) 人命救助活動と救急医療活動
- (5) 避難対策、食料、飲料水、生活必需物資等の供給、応急仮設住宅の提供、保健衛生対策、生活救援等の被災者に対する救援・救護活動
- (6) 災害防御、救助、救援等活動に関する支援活動及び交通規制等の緊急輸送体制の確保活動
- (7) 被災者の生活確保のためのライフライン、交通網等の応急復旧活動
- (8) 学校等における園児・児童・生徒の安全確保と教育機能の早期回復への活動
- (9) 二次災害防除活動

3 その他の災害応急対策活動の推進

大火災、危険物等事故、突発重大災害の応急対策についても、前記2の災害応急活動の展開に定める重点事項を基本として対策活動を実施する。

4 災害応急対策時の活動原則

区分	災害応急活動体制	災害応急活動の内容		
発災直後	・災害対策要員の確保 (初動体制の確保) ・被害情報の収集・伝達 ・災害対策本部の設置 ・関係機関への応援要請	住民への情報提供	・人命救助、救急医療 ・水防消防活動による被害防止と災害防除 ・避難対策 ・食料、物資等の供給	・交通規制 ・緊急輸送
次段階	新温泉町地域防災計画に定める各担当部門の活動体制	住民等への広聴活動 ボランティア等の受け入れ	・保健、衛生対策 ・仮設住宅の確保 ・教育機能回復 ・生活救護対策	・二次災害への対策 ・ライフライン、交通施設の復旧

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町及びその他の防災関係機関の地震災害発生時等の防災組織体制について定める。

第2 内容

1 町の組織

(1) 新温泉町災害対策本部

ア 設置者及び設置場所

設置者は、町長であり、設置場所は町役場2階会議室とする。

イ 設置基準

- (ア) 町域に震度5強以上の地震を観測したとき。
- (イ) 町内に5弱以上の地震を観測し、または町内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められた場合。
- (ウ) 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、町内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められた場合。
- (エ) その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあると認められるとき。

ウ 廃止基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
- (イ) 災害応急対策が概ね終了したと認めるとき。

エ 組織及び運営

- (ア) 災害対策基本法、新温泉町災害対策本部条例の定めるところによる。
- (イ) 町に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき、設置されている水防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を行う。

オ 設置及び廃止の通知

町は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、兵庫県関係機関、町に係る防災関係機関及び報道機関に通知するものとする。

兵庫県関係機関への連絡はフェニックス防災システムを使用する。

(2) 新温泉町災害警戒本部

ア 設置基準

- (ア) 震度4以上の地震を観測し被害が予想されるとき。
- (イ) 津波警報の発表とともに水防指令2号が発令され被害が予想されるとき。
- (ウ) 町内で継続して地震が多発し災害対応に備える必要があると認められるとき。
- (エ) 町に災害対策本部を設置するに至らない災害等が発生したとき。

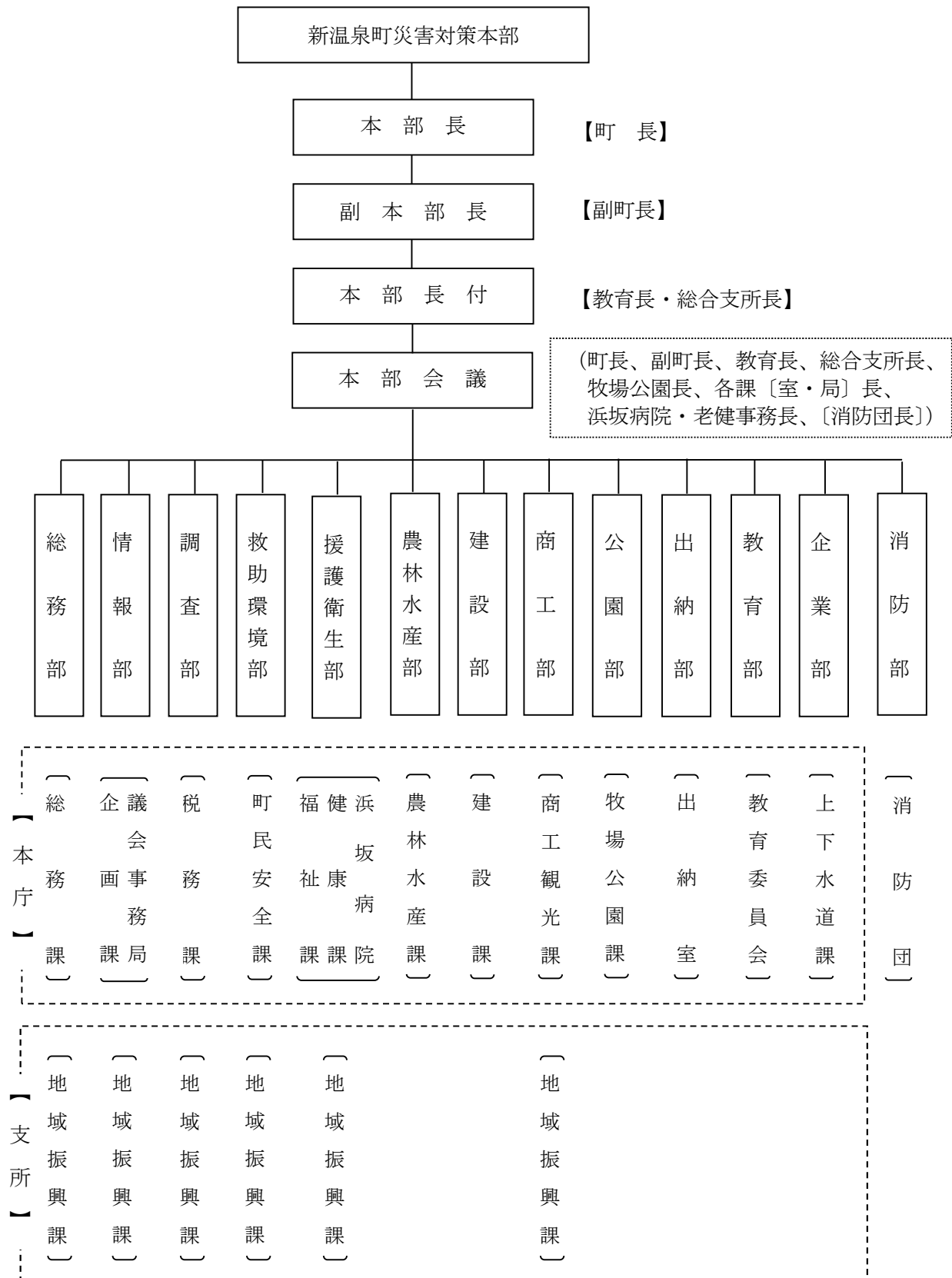
イ 廃止基準

- (ア) 地震及び津波災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 組織体制

(7) 組織図

新温泉町災害対策本部組織図



(イ) 災害対策本部事務分掌等

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第2章第1節第2、1、(3)、(イ)から(キ)に準じる。

第2節 動員の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

新温泉町及びその他の防災関係機関における地震災害発生時等の職員動員（招集、配備）体制について定める。

第2 内容

災害対策本部の活動を行うため、町職員を指令に基づいて動員する。

1 配備体制

配備体制は、次の4種類とし、本部長が状況を判断して決定する。

区分	配 備 時 期	配 備 内 容
配備体制 (配備 指令)	・震度3以上の地震の発生により、情報収集の必要が生じたとき。 ・職員配備の発令が予想されるとき。	関係部員により情報の収集にあたる。 (第1号配備体制に該当の職員は、職場又は自宅待機とする。)
第1号 配 備	1. 震度4の地震が発生した場合 2. 被害が発生し、防災対策上特に必要と認めた場合	1. 災害情報の収集、資料の作成 2. 関係機関との連絡調整
第2号 配 備	1. 震度5弱以上の地震が発生した場合 2. 災害対策本部を設置して対策にあっている場合 3. 津波警報が発表され、大規模な被害の発生が予想されるとき	同 上
第3号 配 備	1. 震度6弱以上の地震によって住民の生命、身体、財産に甚大な被害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 2. 津波が発生し、大規模な被害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 3. 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合	1. 災害情報の収集、資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急対策

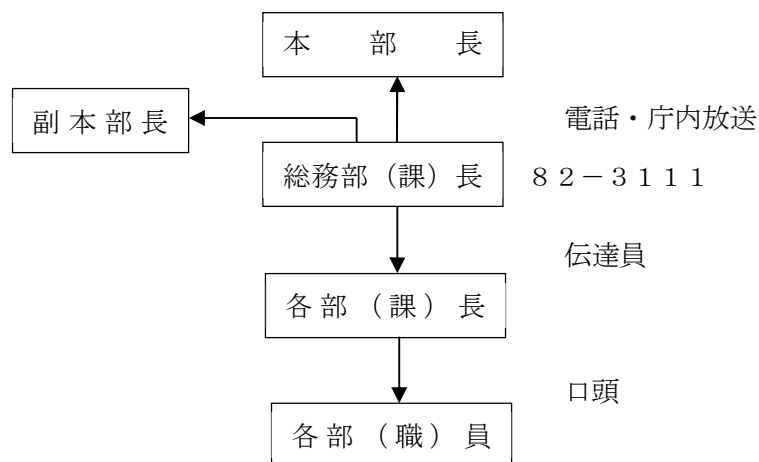
備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

配備体制はすべての部に発令することを原則とするが、必要に応じて特定の部に対して発令することもある。

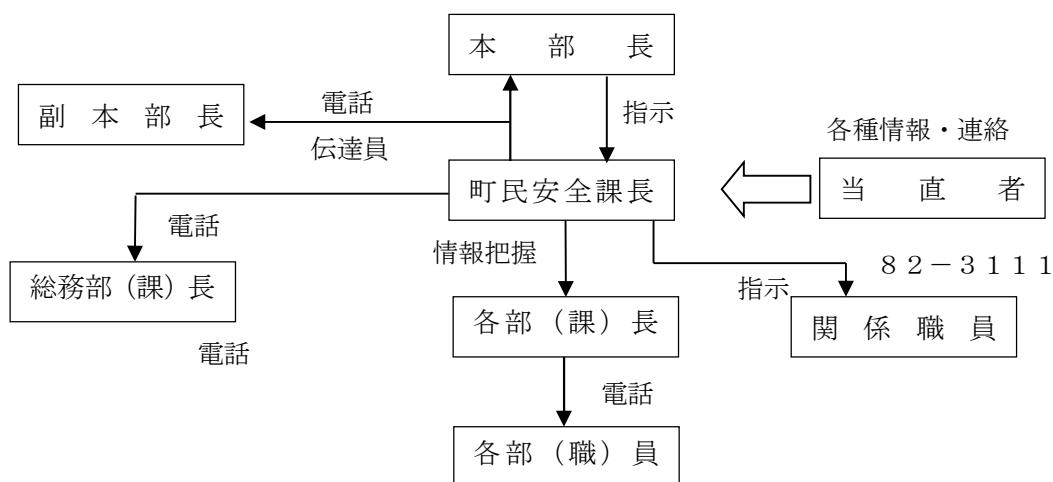
2 伝達方法

災害対策本部の配備体制とその動員については、本部長の命令に基づき次の順序で伝達する。

(1) 勤務時間内の場合



(2) 勤務時間外の場合



ア 部員の緊急招集は本部長の命に基づき、次のとおり伝達する。

(ア) 伝達手段については、有線電話又は携帯電話を第一とし、消防無線（消防団用受令器を含む）を第二とし、また、伝達系統は、各部等において定める連絡網によるものとする。

(イ) 各部員は緊急事態の発生を知った場合は、状況判断を行い速やかに本部に連絡し、自発的に登庁し配備体制の強化に努めなければならない。

イ 各部員は、配備命令を受けたときは、次のとおり対処するものとする。

(ア) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくものとする。

(イ) 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、速やかにその旨を所属長に連絡しなければならない。

(ウ) 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに協力、参加し、その旨を所属長に連絡しなければならない。

(エ) 勤務時間外に配備命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため配備につくことができないときは、最寄りの町の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事し、速やかに所属長に連絡しなければならない。

(オ) 消防団員等として既に防災業務に従事しているときに配備命令があった場合は、活動中である旨を速やかに所属長に連絡しなければならない。この場合であっても、第3号配備体制の指示であるときは、可能な限り当該業務を引継ぎ指定部署につくよう努めるものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における風水害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

4 その他の災害対策要員

(1) 町は、災害応急対策を実施するため、技術者等が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図るものとする。

(2) 日本赤十字社奉仕団等の動員

町は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて日本赤十字社奉仕団及び自治会、婦人会等の自主防災組織等に協力を求め、災害対策要員の確保を図るものとする。

5 自主参集基準

(1) 地震時における自主参集基準

地震は予知なく発生し、発生を防御することは不可能である。また、発生時には交通・通信途絶等が予測される。このことから、町職員の自主参集基準及び消防団員の自主出動基準を設け、迅速的確な災害対策を実施する。

ア 町職員の自主参集基準

震 度	参 集 範 囲	主 な 活 動
震 度 4	総 務 課 町 民 安 全 課 地 域 振 興 課 建 設 課	情報収集・伝達
震 度 5 弱	第 1 号 配備体制	情報収集・伝達 災害対策本部の設置
震 度 5 強	第 2 号 配備体制	情報収集・伝達
震 度 6 弱 以上	第 3 号 配備体制	情報収集・伝達 災害対策本部事務分掌及び防災マニュアルにより活動

イ 消防団員の自主出動基準

震 度	参 集 範 囲	主 な 活 動
震 度 5 弱	本 部	情報収集
震 度 5 強	各分団の班長以上	地元集落の巡回 情報収集・伝達 (各分団長が指示)

震度 6 弱 以上	全 団 員	情報収集・伝達 災害応急対策 (各分団長が指示)
-----------	-------	--------------------------------

但し、団長より指示があった場合はその指示に従う。

(2) 動員対象から除外する職員

ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者。

イ その他、各部（課）長が認めた者。

6 通信途絶時の動員方法

職員は、通信途絶時により動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により、災害が発生し、又災害が発生するおそれがあることを察知したときは、直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。

7 交通途絶時の動員方法

災害により交通途絶した場合に、登庁できない職員にあっては、事前に指定された場所へ参集しなければならない。

8 参集時の留意事項

(1) 参集者は、活動しやすい安全な服装とすること。

(2) 職員は、動員途上において火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、近隣住民と協力し適切な処置をとること。

(3) 職員は、動員途上知り得た被害状況、又は災害情報を参集場所の長へ報告すること。

第3節 情報の収集・伝達・調査

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）、調査部（税務課・地域振興課）

第1 趣旨

地震災害時における情報の収集、伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 地震の発生時等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く。）

(1) 地震・津波に関する情報の発表

ア 神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報について大阪管区気象台の連絡網により入手し、情報を作成、発表することとする。

・津波に関する情報の種類

○ 津波警報・注意報と津波予報の発表

① 津波警報・注意報の内容

(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

② 津波予報の内容 (津波予報と内容)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

・地震に関する情報の種類

情報の種類	内 容
地震情報	地震情報及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況

気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物
0.5	0	人は揺れを感じない			
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。			
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。 眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。		
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて、揺れに気づく人がいる。	
4.5	5 (弱)	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。
5.0	5 (強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。
5.5	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。
6.0					

	6 (強)	立っていることができず、は わなないと動くことができな い。	固定していない重い 家具のほとんどが移 動、転倒する。戸が外 れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタ イルや窓ガラスが破 損、落下する。補強さ れていないブロック 塀のほとんどが崩れ る。	耐震性の低い住宅で は、倒壊するものが多 い。耐震性の高い住宅 でも、壁や柱がかなり 破損するものがある。
6.5	7	揺れこぼろうされ自分の意 志で行動できない。	ほとんどの家具が大 きく移動し、飛ぶもの もある。	ほとんどの建物で、壁 のタイルや窓ガラス が破損、落下する。補 強されているブロッ ク塀も破損するもの がある。	耐震性の高い住宅で も、傾いたり、大きく 破壊するものがある。

計測震度	階級	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0			
1.5	1			
2.5	2			
3.5	3			
4.5	4			
	5 (弱)	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂 が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断さ れる家庭がある。まれに水道管の 被害が発生し断水することがあ る。〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生 じることがある。山地で 落石、小さな崩壊が生じ ることがある。
5.0	5 (強)	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、 柱などに大きな亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも、壁などに亀 裂が生じるものもある。	家庭などにガスを供給するため の導管、主要な水道管に被害が発 生することがある。〔一部の地域 でガス、水道の供給が停止するこ とがある。〕	
5.5	6 (弱)	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊 するものがある。耐震性の高い建物で も壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂 が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するため の導管、主要な水道管に被害が発 生する。〔一部の地域でガス、水 道の供給が停止し、停電すること もある。〕	地割れや山崩れなどが発 生することがある。
6.0 6.5	6 (強)	耐震性の低い建物では、倒壊するもの がある。耐震性の高い建物でも、壁や柱 が破壊するものが、かなりある。	ガスを地域へ送るための導管、水 道の配水施設に被害が発生する ことがある。〔一部の地域で停電 する。広い地域でガス、水道の供 給が停止することがある。〕	
	7	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大き く破壊するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の 供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべり や山崩れが発生し、地形 が変わることもある。

(ア) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

(イ) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

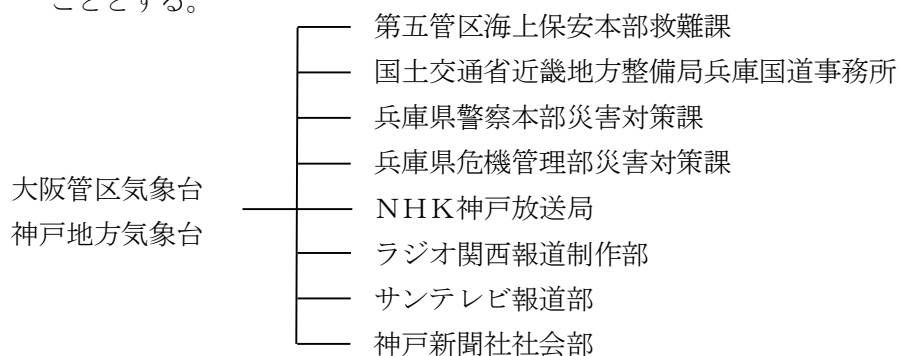
(ウ) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。

また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

(エ) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害などの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。

(オ) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容が変更されることがあります。

イ 神戸地方気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合は、次の機関に通知することとする。



ウ 兵庫県（災害対策課）は、兵庫衛星通信ネットワークを使用して、各市町、各消防本部に一斉同報を行う。

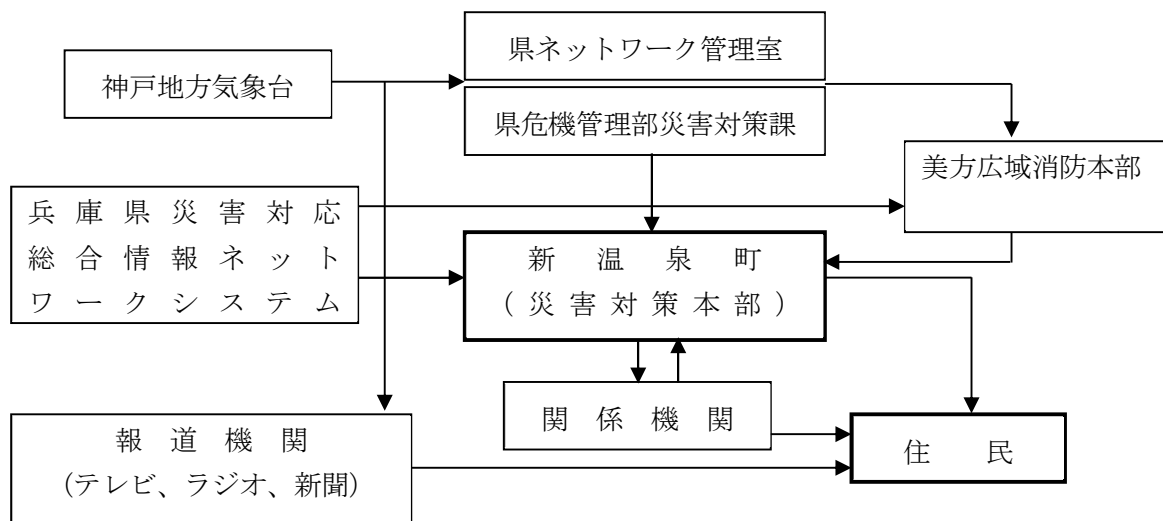
(2) 地震調査研究推進本部（事務局－気象庁）からの発表

地震調査研究推進本部は、気象庁、国土地理院、大学等の関係機関の観測結果を集約し、分析、評価して広報を実施している。

(3) 地震予知連絡会（事務局－国土交通省・国土地理院）からの発表

地震予知連絡会は、地震に関する予知情報等の発表を行なっている。

(1) 伝達系統図



ア 地震情報等の収集、伝達

(イ) 情報収集は、有線電話、インターネット、兵庫県衛星通信ネットワーク・兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）を主とし、不通の場合は、消防無線及びラジオ、テレビの放送等により収集する。

(ア) 異常現象の通報

- a 気象、地象、水象その他の異常現象を発見した者は、速やかに災害対策本部又は美方警察署、美方広域消防本部に通報するものとする。
- b 通報を受けた美方警察署及び美方広域消防本部は直ちに災害対策本部へ通知するものとする。
- c 災害対策本部は、異常現象の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、早急にこれに対する応急対策を行うものとする。

(イ) 気象、その他の異常現象等の情報は、報道機関が自主的に行うことにより、一般的な周知効果が得られるが、特殊な情報又は特定地域のみに対する情報は次のいずれかの方法を重視して行い、周知徹底を図るものとする。また、これらの方法は、町広報紙などにより住民に対してあらかじめ周知を図るものとする。

- a サイレン、警鐘の使用による周知
- b 防災行政無線、CATV、電話、FAX等有線通信機器の利用による周知
- c 広報車及び拡声装置付車両の利用による周知
- d 有線通信途絶時には、消防無線（消防団用受令器を含む）、アマチュア無線の利用に

による周知

e 町気象情報による気象状況の周知（町ホームページ）

f 臨時刊行印刷物の配布による周知

g 自治会長、消防団員による周知

h しんおんせん防災ネットによる周知

i 衛星携帯電話による周知

エ 災害対策本部の組織内への伝達

(ア) 勤務時間内にあっては、電話、FAX、庁内LAN及び印刷物で行い、勤務時間外について、必要と認める者に電話、携帯電話、FAX又は前記ウ(イ)により伝達を行うものとする。

(イ) 関係者は、勤務時間外の対策本部設置に備えてラジオ、テレビ等の情報に配慮し、状況により本部に連絡し、情勢を把握し必要に応じて体制下に入るものとする。

3 災害情報等の収集、伝達

被害情報及び災害応急対策実施状況等災害情報の収集、並びに応急対策の指示伝達は本計画の定めるところによるものとする。

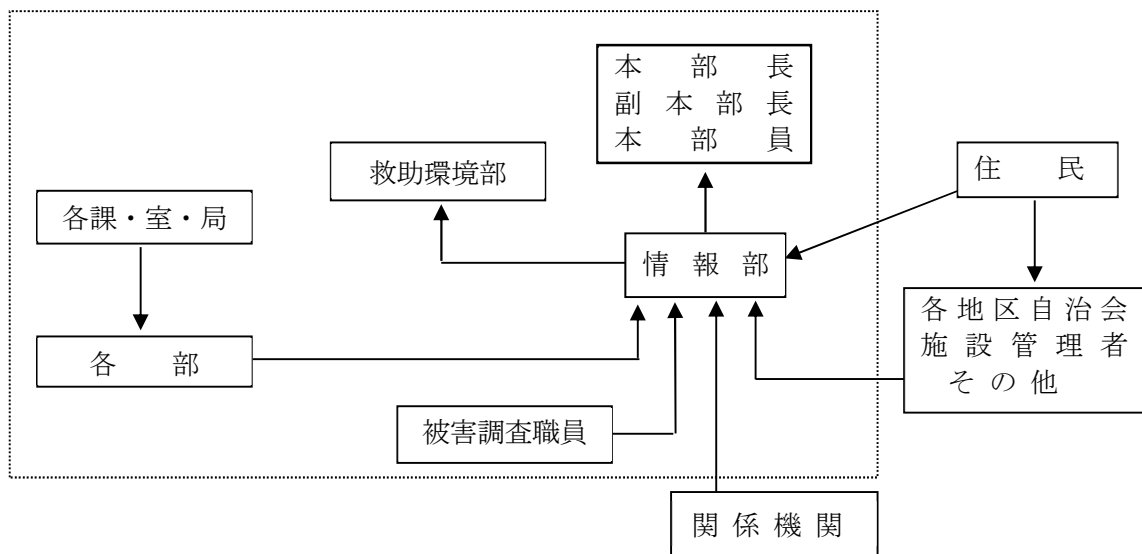
(1) 災害情報の収集伝達

ア 被害状況の収集については、災害対策本部に自治会長及び住民等から報告のあったもの、並びに対策本部の各部において、それぞれ収集したものを情報部においてまとめたものとする。

(ア) 地震時に収集すべき情報

情報の内容	収集の時期	収集先	収集手段
・町内各区の被害状況	地震発生後、それがおさまって落ち着いた段階から収集する。	・職員 ・区長 ・消防署 ・警察署 ・自主防災組織 ・住民	・消防無線 ・アマチュア無線 ・電話 ・伝令
・広域の被害状況	県に各市町から情報が集まった段階から収集する。	・県	・衛星通信 ・電話 ・FAX
・医療機関の被害状況 ・救急患者の受入状況 ・応急救護体制	救急、救助活動を行う段階で収集する。	・医療機関 ・健康福祉事務所	・消防無線 ・電話
・避難の状況	避難指示が出され、避難がはじまった段階から収集する。	・区長 ・自主防災組織 ・警察署	・消防無線 ・電話
・避難場所の状況	避難場所に住民が集まりはじめた段階から収集する。	・避難場所	・消防無線 ・電話
・交通機関、電話生活関連施設等の被害状況、運営状況	各施設である程度状況が集約された段階から収集する。	・各機関	・消防無線 ・電話

被害状況等収集系統図



(イ) 被害状況の調査（報告）に関して調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法等はそれぞれ本部員会議で定めるところにより実施し、被害の判定基準により実施するものとする。

(ウ) 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（被災者台帳に記載する事項）

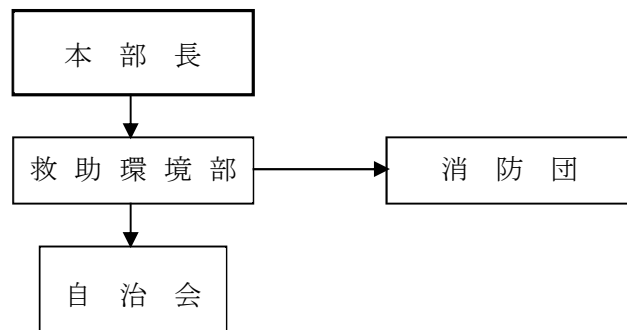
- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付の状況
- ・町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(エ) 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

イ 応急対策実施状況の収集、並びに応急対策の指示

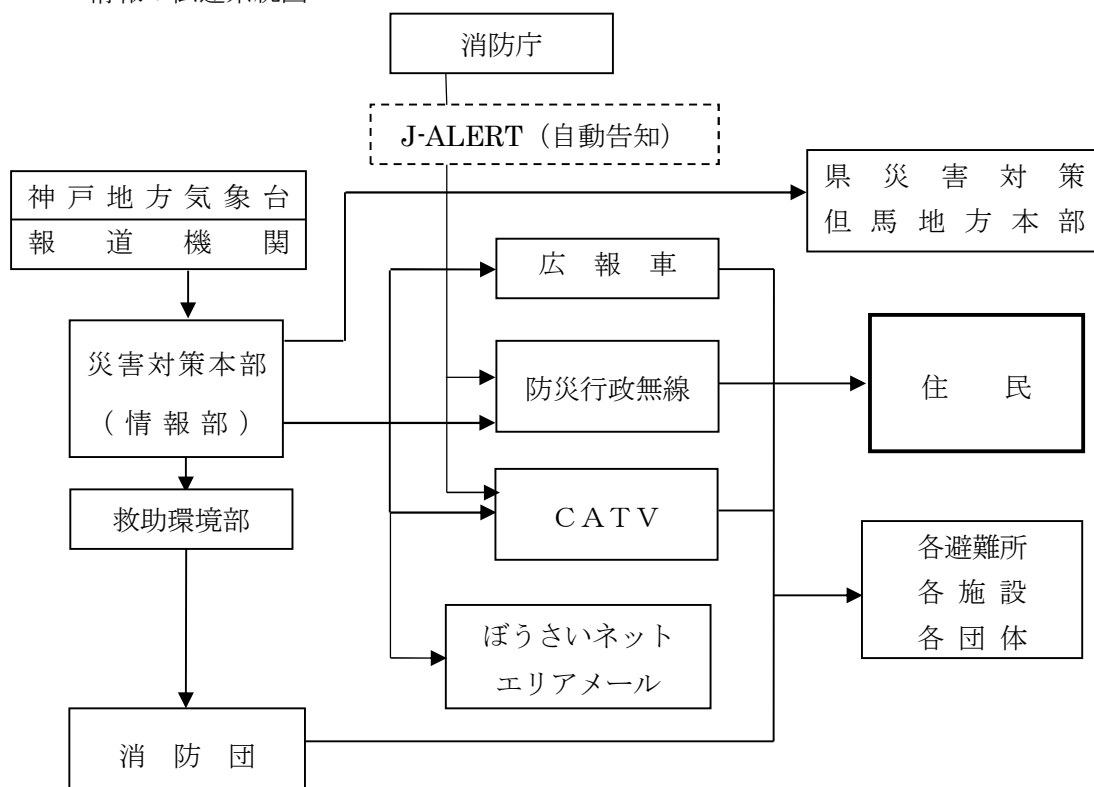
災害発生に伴う応急対策の実施状況の収集、並びに応急対策に関する必要な指示は本部長から救助環境部が担当して系統的に行うものとする。



ウ 災害情報の伝達

情報部は収集伝達された災害情報を適宜整理し、本部長の意を受け住民に伝達するものとする。

情報の伝達系統図



(2) 災害情報の報告

ア 町は、下記の災害が発生したときは、県に災害情報を報告するものとする。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (イ) 災害対策本部を設置した災害
- (ウ) 災害の状況及びその災害が及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると思われる災害

- (エ) 自らの市町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
- (オ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (カ) 前記の(ア)、(イ)に定める災害になるおそれのある場合

イ 報告系統及び手段

- (ア) 町は県に災害情報報告を行う場合は迅速、的確なる伝達を行うために、フェニックス防災システムの防災端末に入力することとし、必要に応じて有無線電話もしくはFAXなどを活用して実施するものとする。
- (イ) 「火災・災害等即報要領」による即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等、地震の場合は震度5以上）を覚知したときは、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。
- (ウ) 通信の不通等により、県へ報告が不能な場合は、内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告する。
この場合にも県との連絡確保に努め、連絡の確保後直ちに同様の報告を行うものとする。
- (エ) 町は県等への報告、連絡を行うため、上記(ア)による手段が不可能な場合は、通信可能地域への職員派遣等あらゆる手段を用いて伝達実施に努めるものとする。

ウ 報告内容

- (ア) 町は、同時多発火災又は多数の死傷者の発生に伴う、消防機関への通報（電話、駆け付け）が殺到した場合は、直ちに消防庁及び県（災害対策但馬地方本部経由）へそれぞれ報告するものとする。

(イ) 災害概況即報

町は、報告すべき災害を覚知した場合は直ちに第1報を、県災害対策但馬地方本部を経て県に報告する。

なお、発災当初段階においての被害状況の把握不完全な状況下では人的被害、建築物被害、土砂災害発生状況等の情報収集に加え、被害規模の概括的情報の報告とする。

また、災害が町の対応力のみでは十分な対応が不可能な規模であると予想される場合は、早急に県災害対策但馬地方本部を経て県に報告するものとする。

(ウ) 被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれにより難しい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、県災害対策但馬地方本部を経て県に即報するものとする。

(エ) 災害確定報告

町は、応急措置の完了後、速やかに県災害対策但馬地方本部を経て県に文書で報告するものとする。

(オ) その他

県への報告において、県災害対策但馬地方本部への連絡不能の場合及び緊急時には、直接県災害対策本部へ報告するものとする。

(3) 隣接市町への災害情報通報

- ア 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制については県災害対策本部への報告内容に準ずるものとする。



イ 連絡方法については、県内の市町は原則フェニックス防災システム及び有線電話とし、不通の場合は、兵庫県衛星通信ネットワークシステム又は消防無線（県内波、全国波）及び防災相互波を用いて実施する。

(4) 支援要請

町が、大災害により単独での応急活動あるいは行政事務の執行困難な場合の支援要請経路については次のとおりとする。

ア 県への応援要請については前記（１）ウ、災害情報の報告系統により実施する。

イ 隣接市町及び災害相互応援協定市町への支援要請については、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」及び「東部山陰市町村連絡協議会災害時相互応援協定」に定めるところにより実施する。

ウ 国土交通省への災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣・支援要請については、「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、近畿地方整備局に対して実施する。

4 災害情報連絡網の確保

地震情報、災害情報の伝達及び被害状況、災害応急対策実施状況の収集については、前記１及び２に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 災害時における通信は、有線電話、携帯電話、ＦＡＸ、フェニックス防災システム及び兵庫県衛星通信ネットワークを主とし、これらによる通信困難等の支障発生時は、消防系無線又は、災害対策基本法による非常通信制度により実施する。

(2) 非常通信の利用については、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第５７条および第７９条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用し又は使用することにより通信連絡を確保するものとする。

ア 公衆電気設備の優先利用

(ア) 非常通話及び緊急通話

災害の予防若しくは応急対策等に必要な事項を内容とした通話は、非常通話として、また非常通話以外に公共の利益のために緊急に通話することを要する事項を内容とする通話は、緊急電話として他の通話に優先して接続される。

(イ) 非常電報及び緊急電報

アと同内容の電報はそれぞれ非常電報又は緊急電報として、他の電報に先だって伝達及び配達される。

(ウ) 有線電気通信法第３条第４項第３号に掲げるものが設置する有線・無線通信設備の使用

緊急、非常の事態においては、次の有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保す

る。ただし、災害対策基本法第57条の警報等については、今後協議のうえ定めた方法による。

- a 警察事務を行うもの
- b 消防事務を行うもの
- c 気象事務を行うもの
- d 水防事務を行うもの
- e 軌道事務を行うもの
- f 電気事務を行うもの
- g 自衛隊事務を行うもの

イ アマチュア無線による通信使用

有線電話、電報、有線放送等有線による通信手段が途絶した場合、アマチュア無線局の協力を得て情報収集等の通信手段を確保する。

第4節 防災関係機関との連携促進

第1款 自衛隊への派遣要請

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

災害時に人命及び財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第2章第4節第1款第2に準じる。

第2款 関係機関との連携

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

大規模な災害が発生した場合に災害対策基本法や応援協定等各種協定に基づき、県及び近隣市町等との連携を密にし、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第2章第4節第2款第2に準じる。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 災害ボランティアの派遣・受入れ

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣、受入れについて定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第1節第2に準じる。

第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

災害時に被害者をはじめとする住民に対して、各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第2節第1款第2に準じる。

第2款 各種相談の実施

実施担当 調査部（税務課・地域振興課）、出納部（出納室）

第1 趣旨

被災者または関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談または要望事項を聴取し、早急に所管課または関係機関と連絡調整のうえ、速やかに解決を図るよう努めるものとする。

第3款 災害放送の要請

実施担当 情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における放送要請について、次のとおり定める。

第2 内容

1 災害時における放送要請

町長は災害時において、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き県を通じて行うものとする。県への放送要請を行う場合は、次の事項を明らかにして要望するものとする。

なお、原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によるものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送希望日時

(4) その他放送上必要な事項

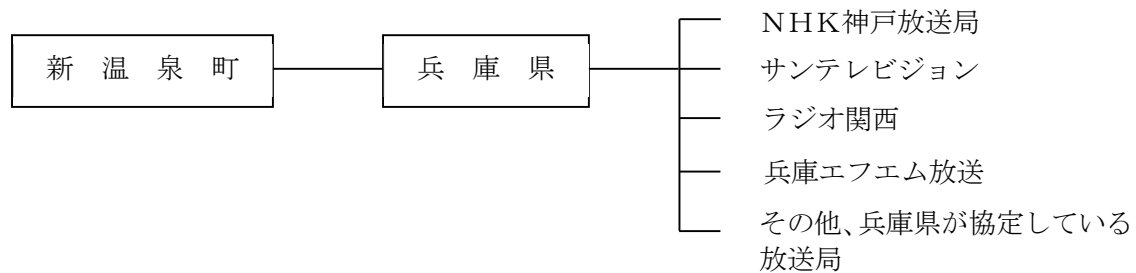
2 緊急放送の要請

町長は災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するため

避難指示等緊急に住民に対して周知する必要がある場合の緊急警報放送の要請は、やむを得ない場合を除き県に要請するものとする。

(1) 緊急警報放送により放送要請をすることができる事項は次のとおりとする。

- ア 住民への警報、通知等
- イ 災害時における混乱を防止するための指示等
- ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの



第3節 地震火災の消火活動の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

地震により大規模な火災その他が発生した場合における消火活動について定める。

第2 内容

1 消火活動の実施

消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速で重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

2 相互応援協定の運用

町は、消防責任を果たすため、隣接市町との防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 応援

(1) 知事の応援指示権の発動

県は、数市町にまたがる広域災害又は一市町における全域災害等で、必要がある場合には、災害対策基本法第72条及び消防組織法第24条の2の規定による非常事態の際の知事の指示権によって、災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

ア 第1次指示権の発動

災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対し、その所属する消防職、団員の1/3を派遣することを指示することとする。

イ 第2次指示権の発動

災害が一地域に及ぶ場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職、団員の実員の1/4の人員を派遣することとする。

ウ 第3次指示権の発動

災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外

の市町に対し、その所属する消防職、団員の実員の1／4の人員を派遣することを指示することとする。

エ 出動人員の例外

知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は、ア、イ、ウのとおりとするが、受令市町との協議のうえ、出動を適宜増減することができることとする。

(2) 他都道府県への応援要請

県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3に基づき、消防庁長官を通じ、他都道府県の応援を要請することとする。

ただし、消防庁長官は、県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

(3) 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしても対処出来ない程度の地震等の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防援助隊を派遣する。

(4) 他機関との連携

ア 消防機関は、警察と相互に協力することとする。

イ 知事、町長は、必要に応じ自衛隊の出動を要請することとする。

4 災害時における救急業務

災害時における要救助者については、まずその町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、第二手段として隣接市町等より応援を求めることとする。

5 町の消防体制

町は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立することとする。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止

イ 危険物施設に対する防御

ウ 救助・救急

エ 情報活動

オ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防体制について次のとおり基本的事項を定める。

ア 町災害対策本部との業務分担に関する事項

イ 消防本部、消防団の業務分担に関する事項

ウ 職員の動員と編成・配置

エ 通信網の確保に関する措置

オ 情報収集等に関する体制

力 町災害対策本部との連絡等に関する事項

キ 警察機関をはじめ関係機関との協力

ク 重点防御に関する方針

ケ 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置

コ 救助・救急に関する措置

サ 広報に関する措置

(3) 震災活動要領

現場活動業務の種類		活 動 内 容
団本部員	主 な 活 動 業 務	1. 消防署隊本部と分団との連絡調整 2. 消防署隊本部の運營業務の補助、伝令、情報整理、記録の集計等 3. 担当分団との連絡調整及び指示 4. 担当分団区域内の被害状況及び各任務班の活動状況把握 5. 災害状況による資機材の調達並びに消火班への支援指示 6. 団員への給食、給水等物資の補給
消火活動	震災初期における消火活動	1. 消火器等による初期消火活動並びに関係者への初期消火活動の指示 2. 消防署隊到着直前における火元建物の火勢鎮圧並びに延焼防止のための注水（要救助者があるときは、その防護を主眼とする注水） 3. 消防署隊と連携しての火勢の鎮圧注水 4. 消防署隊の人命救助活動時における援護注水 5. 消防活動上の障害排除 6. 残火処理 7. その他消化活動に必要な業務
	延焼火災多発時及び延焼拡大火災時における消火活動	1. 複数分団を集結し、消防署隊との連携による消火 2. 水量が不足する場合の消防署隊への送水活動 3. 消防署隊が転戦した後の消火活動と警戒 4. 延焼阻止線設定による放水時の消防署隊との連携による補完的注水 5. 避難が開始時の避難道路の確保及び避難場所周辺の消火活動
	充 水	消防署隊引揚後における貯水槽(池)への充水
情報収集	情 報 収 集	1. 火元建物の家族の状況掌握(寝たきり高齢者、高齢者の独り暮らし、身体障害者等を重点)並びに報告 2. 火元建物等の危険物等の有無、位置、数量などの状況掌握並びに報告 3. 関係者及び避難者等の状況の掌握並びに報告 4. 地域住民を通じての各種情報の収集並びに報告
住民指導	初期活動の指導	1. 発災と同時に区域内住民に対する出火防止の呼びかけ 2. 初期消火の指示及び実施 3. 応急救護及び傷病者の搬送等の実施と本部への報告 4. 避難所への誘導、指示

警 戒	消 防 警 戒 等 の 設	1. ロープ等による消防警戒区域の設定並びに当該区域への出入りの禁止若しくは制限等 2. 現場保存区域の監視、警戒	消防署隊到着時に消防警戒区域設定の指示を現場指揮本部から受ける。
	飛 火 警 戒	1. 高所見張り、巡ら等による飛火火災の警戒、早期発見 2. 可搬ポンプ等の移動配備あるいは消火器の集中配備等を行い、地域住民等の協力を得て飛火警戒	消防署隊配備の必要性から原則として、現場指揮本部の指示を受ける。
	再 出 火 防 止 警 戒	可搬ポンプ(ポンプ車)を水利に配置し、ホース延長により再出火防止、警戒	異常を認めたときあるいは警戒終了時には必ず消防本部へ報告する。

6 住民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限りただちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努めるものとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たるものとする。

(3) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めるものとする。

第4節 水防活動の実施

実施担当 建設部（建設課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

地震による洪水等に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第4節第2に準じる。

第5節 救援・救護活動等の実施

第1款 災害救助法の適用

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）
調査部（税務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）、農林水産部（農林水産課）建設部（建設課）、商工部（商工観光課・地域振興課）、公園部（牧場公園課）出納部（出納室）、教育部（教育委員会）、企業部（上下水道課）
消防部（消防団）

第1 趣旨

町は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部、その他関係機関及び住民等の協力のもと、災害救助法の適用に関する事項について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第1款第2に準じる。

第2款 人命救出活動の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

災害のため生命・身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第2款第2に準じる。

第3款 避難対策の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）、教育部（教育委員会）

第1 趣旨

災害による避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護について定める。

第2 内容

1 実施機関

(1) 避難の指示

避難のための立退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

実 施 者	災 害 の 種 類	要 件	根 拠
町 長	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法 第60条
警 察 官	災 害 全 般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条

		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水津波高潮	洪水、津波又は高潮による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事又は、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

2 避難の実施

(1) 組織的避難を要する場合

- ア 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- イ 大規模な津波の襲来が予想され、または襲来した場合
- ウ 地すべり等、大規模な地盤被害が予想され、または発生した場合
- エ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難する必要がある場合

(2) 避難の指示の基準

(災害全般)

- ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要がある場合には、危険地域の住民に対し避難の指示を行う。
- イ 町長は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指定した時は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- ウ 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は町長から要請があったときは住民等に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を町長へ通知することとする。
- エ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がいない場合は避難をさせることとする。

(津波災害)

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、町長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保 (町長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示 (町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難 (町長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[※]は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(3) 避難指示の伝達方法

避難指示の伝達等緊急を要する情報はあらゆる手段を用いて伝達するよう徹底を図る。

- ア 防災行政無線による伝達
- イ C A T Vによる伝達
- ウ 各地区の有線放送による伝達
- エ 町ホームページ（携帯版共）による伝達
- オ 広報車による伝達
- カ サイレンによる伝達
- キ 消防団員・自主防災組織等による口頭伝達
- ク しんおんせん防災ネットによる伝達
- ケ エリアメール、緊急速報メールによる伝達
- コ 衛星携帯電話による伝達
- サ その他

(4) 情報の伝達事項

町長は、避難の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- ア 予想される災害及び避難の指示が出された地域名
- イ 避難経路及び避難先

- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

(5) 警戒区域の設定

ア 設定の基準（災害全般）

- (ア) 町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合においては、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (イ) 警察官又は海上保安官は、町長（権限を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- (ウ) 災害派遣を命じられた自衛官は、町長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

イ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 町長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講ずることとする。
- (イ) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(6) 避難誘導

ア 避難の誘導は、警察官、消防職員、町職員等が行うものとするが、各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制をはかるものとする。

イ 避難の順序は病人、妊産婦、高齢者、幼児を優先し、一般の人を次順位とする。

町は、あらかじめ名簿等により避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

ウ 住民は、あらかじめ自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所と避難経路を把握しておくこととする。

エ 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じロープ等の資材を配置して誘導の安全を期するものとする。

オ 町は、避難に自家用車を使用しないよう指導する。（要配慮者は状況に応じて使用することができる。）

カ 津波の場合は、できるだけ高い場所へ迅速な避難を誘導する。

キ 速やかな避難を行うために地域で率先避難者を設定し、緊急時には周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難する。

ク 津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、「新温泉町消防団津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」に必要な事項を定める。

新温泉町消防団 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル

第1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、あらかじめ以下の事項について整備し、消防団員に対する安全を確立させるものである。

第2 消防団の活動と安全管理

- (1) 隊（2名以上）として活動すること。
- (2) 隊長は、災害現場の特徴を的確に把握し、自隊の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として隊員に指示すること。
(隊長は指揮幹部科を修了している者が望ましい)
- (3) 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。

第3 水門の閉鎖

- (1) 水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として1隊（2名以上）で1つの水門等を担当することとする。
- (2) 水門等の閉鎖活動を行う際には、必ず携帯用無線機又はトランシーバーを携行し、救命胴衣を着用すること。
- (3) 地震発生から津波到達までの時間が短い場合には、水門等の閉鎖活動は行わず、自らの退避と住民の避難誘導を優先すること。

第4 退避ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある消防団（分団等）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでであっても原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。
- (3) 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

(7) 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両等により行うものとする。

ただし、避難経路の安全性が確認できない場合は車両等は使用しないものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、災害対策本部長は、県知事に対し応援要請を行うものとする。

3 緊急避難場所・指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する。

(2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の開設

避難所の開設は本部長が決定する。

避難所は災害の場所及び状況等により、学校・寺院・神社・その他公共的施設、民間の施設等を指定又は変更して開設するものとする。避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、大規模災害発生時においては、発災後4週間（28日間）以内を目標とする。

また、町長が必要と認めたときは延期することができる。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和3年3月16日現在)

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
芦屋公会堂	—	芦屋	○	○	○	○	○	○	○	—	
芦屋坂	—	浜坂 芦屋・松原町・ 浜岡町・	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
浜坂高校 体育館・トレーニング室	82-3174	御屋敷町・ 元堀町・浜町・ 戎崎町	○	○	○	○	○	○	○	—	津波時は松原町のみ
浜坂海岸レクリエーションセンター	82-0932		○	○	○	○	○	—	○	—	
高田記念碑	—	御屋敷町・ 浜町・浜岡町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
浜坂中学校 体育館	82-1104	宇都野町・ 緑町・南町・ 秋葉台	○	○	×	○	○	○	○	—	
浜坂体育センター	82-5244		○	×	×	○	○	○	○	3.0m 未満	津波時は宇都野町のみ
B&G海洋センター	82-4512		○	×	○	○	○	○	○	3.0m 未満	津波時は宇都野町のみ
文化会館	82-3328	栄町・東町1・ 東町2・東町3	○	△ 2階以上	○	○	○	—	○	3.0m 未満	
下稲場（山）	—	旭町・南町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
秋葉山	—	京口 1・秋葉台・東町 1・東町 2・東町 3・泉町・栄町・緑町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
秋葉台公園	—	秋葉台	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
新温泉町商工会館	82-1152	旭町・京口町・京口 1・京口 2・泉町	○	△ 2 階以上	○	○	○	○	○	3.0m 未満	津波時は京口町・京口 1・京口 2・老松町・新町のみ
浜坂北小学校体育館	82-1101	上六軒・高見 1・高見 2・高見 3・奥中町・八幡町・門陀町・寺町・地堂 1・地堂 2	○	△ 1 階以上	○	○	○	○	○	0.5m 未満	津波時は八幡町・清水町・寺町・奥中町・上六軒町のみ
サンシーホール浜坂	82-1735	門陀町・寺町・地堂 1・地堂 2	○	△ 2 階以上	○	○	○	○	○	3.0m 未満	津波時は門陀町のみ
浜坂子育て支援センター	82-4152		○	○	○	○	○	—	○	—	
浜坂多目的集会施設	82-4339	地堂 1・地堂 2・高見 1・高見 2・高見 3	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
浜坂認定こども園	82-1360	新町・清水町・老松町	×	×	○	○	○	○	○	5.0m 未満	
ユートピア浜坂	82-5080	港筋町・小井津町・本町・下本町・中本町・柱松町	○	△ 1 階以上	○	○	○	○	○	0.5m 未満	津波時は本町・中本町・小井津町・下本町・港筋町・戎崎町・元堀町
荒神社	—	柱松町	—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
相応峰寺	82-0831	清富	○	○	×	○	○	○	○	—	
清富集会所	—	清富	×	×	○	○	○	○	○	5.0m 未満	
指杭公会堂	—	指杭	○	○	×	—	○	—	○	—	
田井公園	—	清富・田井・指杭	○	○	○	—	○	—	○	—	
田井高齢者若者センター	—	田井	△ 2 階以上	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
赤崎コミュニティ消防センター	—	赤崎	○	○	×	—	○	—	○	—	
和田公会堂	—	和田	○	×	×	—	○	—	○	—	
赤崎地区公民館(体育館)	—	田井・指杭	○	○	×	—	○	—	○	—	
赤崎公民館	82-3678	赤崎・和田	○	○	×	—	○	—	○	—	
三尾第 1 消防格納庫	—	大三尾	○	○	×	○	○	○	○	—	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大浸水深	
旧御火浦 保育所	—	小三尾	○	○	×	○	○	○	○	—	
御火浦 コミュニティセ ンター	—	三尾	○	○	×	○	○	—	○	—	
椎木山駐車場	—	大三尾	—	—	—	—	—	○	—	—	
二日市高齢者等 活性化センター	—	二日市	○	△ 2階 以上	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
大庭認定 こども園	82-1239	二日市・福富	△ 1階 以上	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
福祉センター	82-1071		△ 1階 以上	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
福富集会所	—	福富	×	×	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
戸田公会堂	—	戸田	○	△ 2階 以上	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
三谷公会堂	—	三谷	○	×	○	—	○	—	○	—	
栃谷公会堂	—	栃谷	○	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
田君集落 センター	—	田君	○	×	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
七釜ふれあい センター	—	七釜	×	×	×	—	○	—	○	10.0m 未満	
新市生活 改善センター	—	新市	△ 2階 以上	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
古市ふれあい センター	—	古市	×	×	×	—	○	—	○	10.0m 未満	
用土ふれあい センター	—	用土	○	△ 1階 以上	×	—	○	—	○	0.5m 未満	
浜坂南小学校 体育館	82-1237	栃谷・田君・ 七釜・新市・ 古市・用土・ 若松町・後山	○	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
対田生活改善 センター	—	対田	○	△ 2階 以上	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
久谷民俗 芸能伝承館	—	久谷	△ 1階 以上	△ 2階 以上	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
高末公民館	—	高末	○	△ 2階 以上	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
正法庵生活 改善センター	—	正法庵	○	○	×	—	○	—	○	—	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
辺地集会所	—	辺地	○	○	×	—	○	—	○	—	
藤尾公会堂	—	藤尾	○	×	○	—	○	—	○	—	
浜坂東小学校 体育館	82-1238	対田・久谷・ 高末・正法庵・ 辺地・藤尾	○	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
境集会所	—	境	○	×	×	—	○	—	○	0.5m 未満	
旧大味分校	—	大味・中小屋	○	○	○	—	○	—	○	—	
久斗山公会堂	85-0047	久斗山	○	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
久斗山地区 公民館	—		○	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
諸寄基幹 集落センター	82-5233	諸寄・釜屋	○	△ 2階 以上	×	○	○	—	○	3.0m 未満	
奥町公会堂	—	奥町	○	△ 2階 以上	×	○	○	—	○	3.0m 未満	
浜坂西小学校 体育館	82-1134	諸寄・奥町	○	○	×	○	○	—	○	—	
浜坂漁業協同 組合諸寄支所	82-1140	諸寄	○	×	○	○	○	—	○	—	
龍満寺	82-5501		○	○	×	○	○	—	○	—	
J R 諸寄駅	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
178国道 歩道横	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
八坂神社	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
大谷の山	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
為世永神社	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
日和山	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
川部の山側	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
釜屋公会堂	—	釜屋	○	○	×	○	○	○	○	—	
旧国道平尾下	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
居組農山漁村婦人の家	82-4447	居組	○	△ 2階以上	×	○	○	—	○	3.0m未満	
居組地区公民館（体育館）	—		×	×	×	○	○	—	○	3.0m未満	
居組公民館	82-4034		×	×	×	○	○	—	○	3.0m未満	
居組東浜道路	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
龍雲寺	82-4037		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
龍神堂	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
大歳神社	—		—	—	—	—	—	○	—	—	津波時のみ
春来地区公民館（旧春小）	92-1094	春来	○	○	○	—	○	—	○	—	
春来公民館	50-1366		○	○	○	—	○	—	○	—	
歌長公民館	50-3481	歌長	○	×	×	—	○	—	○	—	
				河岸浸食							
高山公民館	50-2017	高山	○	○	×	—	○	—	○	—	
美方郡農村総合研修センター	92-1910	高山・歌長	○	×	○	—	○	—	○	3.0m未満	
				河岸浸食							
数久谷公民館	50-2667	数久谷	○	○	×	—	○	—	○	—	
夢ホール	92-1870	歌長・湯	○	×	×	—	○	—	○	—	
				氾濫流他							
湯集会施設	92-1884	湯	○	○	×	—	○	—	○	—	
温泉小学校体育館	92-1092		○	○	×	—	○	—	○	—	
細田公民館	92-2532	細田	×	×	○	—	○	—	○	—	
				河岸浸食							
夢が丘中学校体育館	92-1090		○	○	×	—	○	—	○	—	
竹田公民館	92-0043	竹田	△ 2階以上	×	×	—	○	—	○	3.0m未満	
				氾濫流							
後山公民館	50-1949		○	○	×	—	○	—	○	—	
井土集落センター	92-1964	井土・井土団地	○	○	×	—	○	—	○	—	
今岡金屋公民館	92-0787	今岡金屋	○	×	×	—	○	—	○	3.0m未満	
				河岸浸食							

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
旧熊谷小学校体育館	92-1178	熊谷	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	—	
熊谷多目的集会施設	92-1888		○	○	×	—	○	—	○	—	
仁連寺集会施設	50-0252		○	○	×	—	○	—	○	—	
伊角公民館	50-0399	伊角	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	—	
切畑公民館	92-2176	切畑	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	—	
多子公民館	92-1153 CATV 電話	多子	○	○	○	—	○	—	○	—	
桐岡公民館	92-2110	桐岡	○	○	×	—	○	—	○	—	
丹土公民館	92-0440	丹土	○	○	×	—	○	—	○	—	
中辻公民館	92-1894	中辻	○	○	×	—	○	—	○	—	
塩山公民館	92-1887	塩山	○	○	×	—	○	—	○	—	
農村環境改善センター	92-0770	飯野	○	× 河岸浸食	○	—	○	—	○	—	
千原公民館	50-0678	千原・あさひヶ丘	○	○	×	—	○	—	○	—	
鐘尾公民館	93-0112	鐘尾	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	—	
旧八田小学校体育館	93-0601	千谷	○	× 河岸浸食	×	—	○	—	○	—	
宮脇公民館	50-0193	宮脇	○	× 氾濫流	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
内山公民館	50-0776	内山	○	○	×	—	○	—	○	—	
越坂公民館	50-0267	越坂	○	○	×	—	○	—	○	—	
海上公民館	93-0533	海上	○	○	×	—	○	—	○	—	
前公民館	50-5455	前	○	○	×	—	○	—	○	—	
石橋公民館	50-5762	石橋	○	○	○	—	○	—	○	—	
田中公民館	50-1249	田中	○	○	×	—	○	—	○	—	
上山高原ふるさと館	99-4600		○	○	○	—	○	—	○	—	

指定緊急避難場所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
奥八田交流館 みあけ	93-0088		○	○	○	—	○	—	○	—	
岸田公民館	50-3124	岸田	○	× 氾濫 流他	○	—	○	—	○	3.0m 未満	
青下公民館	50-2740	青下	○	○	○	—	○	—	○	—	

「○」：適、「△」：不適、「×」：不適、「—」：対象外

「△」の場合：他の避難場所へ避難する。（安全な場所への移動、近隣の高い場所への移動など）

ただし、他の避難場所へ避難することが出来ない場合は、洪水想定区域の算出に用いた降雨量や避難場所の浸水深などを参考にして避難場所での垂直避難を検討する。

「×」の場合：他の避難場所へ避難する。（安全な場所への移動、近隣の高い場所への移動など）

	想定最大規模降雨	計画規模降雨
岸田川	518mm/24 時間	248mm/24 時間
大栃川	444mm/12 時間	170mm/12 時間
結 川	463mm/12 時間	158mm/12 時間

指定避難所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
浜坂中学校	82-1104	旧浜坂小学校区	○	○	×	○	○	○	○	—	
浜坂体育センター	82-5244		○	×	×	○	○	○	○	3.0m 未満	
B & G 海洋センター	82-4512		○	×	○	○	○	○	○	3.0m 未満	
浜坂高校 体育館・トレーニング室	82-3174		○	○	○	○	○	○	○	—	
浜坂中学校 体育館	82-1104		○	○	×	○	○	○	○	—	
浜坂北小学校 体育館	82-1101		○	×	○	○	○	○	○	0.5m 未満	
赤崎地区公民館（体育館）	—	旧赤崎小学校区	○	○	×	—	○	—	○	—	
御火浦 コミュニティセンター	—	旧御火浦小学校区	○	○	×	○	○	○	○	—	
浜坂南小学校 体育館	82-1237	旧大庭小学校区 及び後山	○	×	○	—	○	—	○	5.0m 未満	
浜坂東小学校 体育館	82-1238	旧久斗小学校区	○	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
久斗山地区 公民館	—	旧久斗山小学校区	○	×	×	—	○	—	○	3.0m 未満	
諸寄基幹 集落センター	82-5233	旧諸寄小学校区	○	×	×	○	○	—	○	3.0m 未満	

指定避難所	電話番号	対象地域	洪水		土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	備 考
			計画規模	想定最大						想定最大時浸水深	
浜坂西小学校体育館	82-1134		○	○	×	○	○	—	○	—	
居組地区公民館（体育館）	—	居組	×	×	×	○	○	—	○	3.0m未満	
春來地区公民館（旧春小）	92-1094	春來	○	○	○	—	○	—	○	—	
夢ホール	92-1870	高山・歌長・湯・数久谷	○	×	×	—	○	—	○	—	
温泉小学校体育館	92-1092	湯	○	○	×	—	○	—	○	—	
夢が丘中学校体育館	92-1090	細田・竹田・井土・今岡金屋	○	○	×	—	○	—	○	—	
旧熊谷小学校	92-1178	熊谷・伊角	○	×	×	—	○	—	○	—	
健康公園体育館	92-1713	切畑・多子・桐岡	○	○	○	—	○	—	○	—	
照来小学校体育館	92-1093	丹土・中辻・塩山・飯野	○	○	○	—	○	—	○	—	
旧八田小学校体育館	93-0601	千原・あさひヶ丘・鐘尾・千谷・宮脇・内山・越坂	○	×	×	—	○	—	○	—	
旧奥八田小学校体育館	—	海上・前・石橋	○	○	○	—	○	—	○	—	
上山高原ふるさと館	99-4600	田中・岸田・青下・霧滝	○	○	○	—	○	—	○	—	

「○」：適、「×」：不適、「—」：対象外

	想定最大規模降雨	計画規模降雨
岸田川	518mm/24 時間	248mm/24 時間
大栃川	444mm/12 時間	170mm/12 時間
結 川	463mm/12 時間	158mm/12 時間

- 注 1 避難所の収容人員を超えたときは、特別教室等を使用し、収容人員の増員を図るとともに、他の地区の収容人員に余裕のある避難所に移動する。
- 2 新型インフルエンザ等への感染防止対策として、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するために、指定避難所だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、その他の公共的施設や民間施設等の避難所としての活用等を検討することとする。
- 3 町は、新型インフルエンザ等の感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、避難所運営マニュアルに新型インフルエンザ等の感染症への対応を適宜反映させるものとする。
- 4 避難経路については避難開始場所から最短距離を選択して主要道路に至り、避難所から最短距離の位置まで主要道路を移動し、避難所に到達する経路を設定するものとする。
- 5 町は、避難所の場所について、標識、広報紙の掲載等により住民に周知徹底を図ると

ともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、災害時には可能な限り多くの避難所を開設し、防災行政無線やホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

6 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、教育委員会及び当該学校と町防災担当部局は十分協議し、継続的に連絡会議等を開催して施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平素からの協力・連携体制の充実に努めることとする。

7 避難所の運営については、避難所の設置・運営に係る町の責任の明確化と初動体制の整備、町、学校、地域コミュニティ相互の役割分担と連携強化、避難所運営にあたる教員の防災に関する知識の涵養を基本原則とする。

8 表中電話番号の（50 局）はCATV電話の電話番号である。

(4) 避難所の運営

町は、避難所の開設及び運営に関して、町及び住民がそれぞれ担うべき役割を明確にし、避難所での救援・救護活動の実施について定める避難所運営マニュアル等の作成に努めることとする。

ア 町は、あらかじめ避難所ごとの担当職員を居住地にも配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

イ 町は避難所の運営を行うために、原則として最低2名の町職員を派遣して駐在させ避難住民との連絡にあたらせる。

ウ 避難所から本部への連絡は避難所に駐在する町職員が行い、町職員が不在の場合は自主防組織の代表が行うものとし、学校施設の避難所は教職員又は自主防組織の代表が行うものとする。

エ 避難所から本部への通信手段は施設に備え付けの有線電話を使用し、有線電話がない施設は個人の携帯電話を借り上げて使用する。

オ 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

(ア) 施設等開放区域の明示

(イ) 避難者誘導・避難者名簿の作成

(ウ) 情報連絡活動

(エ) 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

(オ) ボランティアの受入れ

(カ) 炊き出しへの協力

(キ) 避難所運営組織づくりへの協力

(ク) 重傷者への対応

カ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

キ 避難所の運営のため電気、水道、下水道など優先的に応急復旧をする。

ク 町は、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、管理責任者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支

援者とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

ケ 町は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

コ 新型インフルエンザ等への感染防止対策が必要な場合、町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行い、避難者の受入にあたっては、避難者受付前に健康チェック、検温を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行うとともに、分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により避難対策を推進することとする。

サ 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症による自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておくものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。

シ 町は避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難者生活に必要な物品の確保や食料飲料水等の提供、炊き出し等を行う。

ス 町は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県に要請することとする。

セ 町は避難生活の長期化による精神的・身体的疲労に伴う健康状態の悪化や生活環境の激変に伴う心身の変化に対しては、迅速に対応し避難者の健康保持に努める。

ソ 町は、保健、衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるように努める。

タ 町は、要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

〔性的マイノリティのニーズ例〕

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウティング（本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等

チ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を

行うよう努めるものとする。

ツ 町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を設置するよう努めることとする。

テ 発災直後に避難した住民の受入にあたっては、高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。2日目以降の高齢者、障害者、傷病者等の収容については、可能な限り専用避難所若しくは専用施設等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなど代替措置をとるよう努める。

ト 避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り地区若しくは避難者自身で行う。避難所が不足する場合は、県並びに関係機関、団体、事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入施設（テント）等の確保により対応する。

ナ 町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合等には、立地条件や施設の耐水性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を、避難所として位置付けることができることとする。

ニ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(5) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合は県、美方警察署等の関係機関へ、次の事項を報告する。

ア 避難所開設の場所

イ 避難所開設の日時

ウ 収容状況、収容人員

エ 炊き出し等の状況

オ 開設期間の見込み

(6) 避難所の設備

ア 町は、避難所の指定にあたり、施設の現状や整備計画等を勘案のうえ、地域の実情に応じて貯水槽、倉庫、通信設備、非常用発電機等の整備や食料、物資の備蓄等の計画的な実施に努めるものとし、避難所の設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努める。

(7) 避難状況の報告

避難場所に派遣された要員は、避難者数、避難者の健康状態その他必要な事項について本部長（町長）に連絡する。

(8) 避難所の衛生対策

ア 仮設トイレの確保

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合は、県に斡旋を依頼することとする。

イ 入浴・洗濯対策

町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県に民間業者の斡旋や自衛隊への協力要請等を依頼することとする。

ウ 感染症予防対策

感染予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努め、被災地において新型インフルエンザ等の感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(9) 学校を避難所として使用する場合は、避難所の円滑な運営並びに学校の早期再開を行うため、次の施設を使用しないよう徹底する。

ア 校長室、職員室、事務室、放送室、専門機器や化学薬品等のある特別教室

イ 保健室、和室（負傷者や医療行為の必要な避難者を除く）

(10) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

4 避難所の縮小・閉鎖

(1) 縮小・閉鎖は本部長が決定する。

(2) 本部長はライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況など、避難者が自立した生活を再建できると総合的に判断した場合は避難所の縮小・閉鎖を検討する。

5 福祉避難所の設置

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では避難生活に支障をきたす要配慮者のために、福祉避難所を指定する。一般的には二次的な避難所として位置付けられ、指定避難所から条件を満たした場合に移動する。重篤者は最初から福祉避難所に直接避難する。一般の避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合に施設管理者へ開設を要請する。

(1) 福祉避難所として指定する施設

福祉避難所として利用可能な施設としては、以下の施設が良い。（ガイドライン）

- ・ 指定避難所（小・中学校、公民館等）
- ・ 老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、障害者支援施設等の施設（公共・民間）、保健センター、養護学校
- ・ 宿泊施設（公共・民間）

(2) 福祉避難所の指定要件

ア．施設自体の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。〔地震、火災〕
- ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。〔土砂災害〕
- ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。〔水害〕
- ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

イ．施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ウ．要配慮者の避難スペースが確保されていること。
- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
- (1人あたり面積については、目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であるが、概ね2～4㎡/人が多い。)

福祉避難所

令和5年2月15日現在

	施 設 名	住 所
1	公立浜坂病院	新温泉町二日市184番地の1
2	介護老人保健施設ささゆり	新温泉町二日市177番地
3	保健福祉センターすこやか〜に	新温泉町湯1019番地
4	浜坂中学校	新温泉町浜坂77番地の185
5	夢が丘中学校	新温泉町細田38番地
6	浜坂北小学校	新温泉町浜坂2620番地
7	浜坂東小学校	新温泉町高末390番地の1
8	浜坂西小学校	新温泉町諸寄1181番地
9	浜坂南小学校	新温泉町栃谷402番地の3
10	温泉小学校	新温泉町湯28番地
11	照来小学校	新温泉町桐岡374番地
12	観光交流センター「薬師湯」	新温泉町湯1604番地
13	ユートピア浜坂	新温泉町浜坂1352番地の1
14	奥八田交流館みあけ	新温泉町石橋744番地の1

(3) 福祉避難所の利用対象となる者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていない。

(4) 開設期間

開設期間は、災害発生の日から最大7日間と定め、延長が必要な場合は必要最小限期間を延長することとする。

(5) 福祉避難所の拡大

大規模災害に備えて民間の福祉施設や宿泊施設にも協力を要請していくものとする。

(6) 人手と資器材

開設に当たっての必要な人材配置や物資について整備をしていくこと。

(7) 災害発生時における福祉避難所の開設手順

災害発生 ⇒ 災害判断により指定避難所開設 ⇒ 要配慮者に別の避難所が必要と判断した場合 ⇒ 福祉避難所の開設を決定 ⇒ 開設依頼 ⇒ 職員派遣（保健師・看護師等の派遣）

6 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

町は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を直接協議するものとする。

その際、県に対し、協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求めるものとする。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

町は、被災した住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めるものとする。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議するものとする。

(3) 県や他市町村から協議を受けた場合

町は、県や他市町村から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供するものとする。

(4) 情報共有

町は、広域避難及び広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備するものとする

(5) 広域避難及び広域一時滞在有への配慮

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在有の用にも供することについて定めるなど、他市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在有の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努めることとする。

第4款 食料の供給

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

災害が発生した場合には、罹災者及び応急対策従事者に対し、すみやかに食品の応急給与を行い人心の安定と応急対策活動の円滑な推進を図るものとする。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第4款第2に準じる。

第5款 応急給水の実施

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第5款第2に準じる。

第6款 物資の供給

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課）

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第6款第2に準じる。

第7款 住宅の確保

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

災害により住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、県、町連携のもとに応急仮設住宅を建設するとともに、住宅が半壊、半焼し、日常生活に欠くことのできない部分を自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第7款第2に準じる。

第8款 救急医療の提供

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

災害により、短時間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療体制について、事故発生等責任機関、警察、町、医療機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画を次のとおり定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第5節第8款第2に準じる。

第 9 款 医療・助産対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害のため町の医療機能が被災し、その機能が喪失、不足した場合や混乱した場合における医療及び助産対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 9 款第 2 に準じる。

第 10 款 防疫対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 10 款第 2 に準じる。

第 11 款 健康対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 11 款第 2 に準じる。

第 12 款 精神医療の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）

第 1 趣旨

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 12 款第 2 に準じる。

第 13 款 遺体の火葬等の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 13 款第 2 に準じる。

第 1 4 款 食品衛生対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害時における食品の衛生管理について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 1 4 款第 2 に準じる。

第 1 5 款 愛玩動物の収容対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 1 5 款第 2 に準じる。

第 1 6 款 生活救援対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・地域振興課・浜坂病院）、出納部（出納室）

救助環境部（町民安全課・地域振興課）、調査部（税務課・地域振興課）

第 1 趣旨

災害による被災者の生活の安定を促進するための援助対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 5 節第 1 6 款第 2 に準じる。

第 6 節 廃棄物対策の実施

第 1 款 ガレキ対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、建設部（建設課）

第 1 趣旨

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 6 節第 1 款第 2 に準じる。

第 2 款 ごみ処理対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第 1 趣旨

災害により発生したごみ処理対策について定める。

第 2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第 3 編第 3 章第 6 節第 2 款第 2 に準じる。

第3款 し尿処理対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害により発生したし尿の処理対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第6節第3款第2に準じる。

第7節 環境対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害による工場、事業所等からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染の防止対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第7節第2に準じる。

第8節 交通・輸送対策の実施

第1款 交通の確保対策の実施

実施担当 建設部（建設課）

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第8節第1款第2に準じる。

第2款 緊急輸送対策の実施

**実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）
建設部（建設課）**

第1 趣旨

災害時のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第8節第2款第2に準じる。

第3款 兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

町内に災害が発生し、ヘリコプターによる活動の必要を認める場合は、兵庫県に対し、消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を求めるものとする。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第8節第3款第2に準じる。

第9節 ライフラインの応急対策の実施

第1款 電力の確保

実施担当 関西電力送配電株式会社

第1 趣旨

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第9節第1款第2に準じる。

第2款 電気通信設備の確保

実施担当 西日本電信電話株式会社兵庫支店

1 担当機関の所在地、名称

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440	078-326-7363

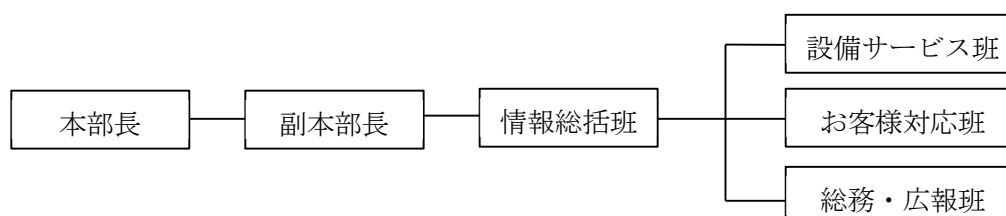
2 災害時の活動体制

災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

3 災害対策本部の設置

災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

4 災害対策本部の組織及び所掌事項



所掌事項

〔情報統括班〕 災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

- 〔設備サービス班〕 被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
- 〔お客様対応班〕 ユーザへの対応
- 〔総務・広報班〕 社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

5 電気通信サービスの確保

災害により、電話線などの通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備、被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用移動電話装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と確保

地震災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキを挿入する。
- エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。

(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)

オ 西日本電信電話株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

カ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を利用し、ふくそう緩和を実施する。

(ア) 提供の開始

- a 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話などが増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合に開始する。

- b 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板 (web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等は、その内容を聴取して安否等を確認する。

(イ) 伝言の条件等

- ・「災害用伝言ダイヤル(171)」
 - a 伝言時間：1 伝言あたり 30 秒間録音
 - b 伝言保存期間：提供終了まで
 - c 伝言蓄積数：1 電話番号あたりの伝言数は 1 ～ 20 伝言で、提供時に知らせる。
- ・「災害用伝言板 (web171)」
 - a 接続条件：インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
 - b アクセスURL：https://www.web171.jp
 - c 伝言文字数：1 件あたり 100 文字まで入力可能
 - d 伝言登録数：20 件まで (20 件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)
 - e 伝言保存期間：提供終了まで (ただし、最大で 6 ヶ月)

(ウ) 伝言通知容量

約 800 万伝言

(エ) 提供時の通知方法

- a テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアなどを知らせる。
- b 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用していただききたい旨の案内」を流す。
- c 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレットなどを配備する。
- d 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

(5) 復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて表－1 の復旧順位を参考とし、適切な措置により回線の復旧を図る。

表－1 電気通信サービスの復旧順位

第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

第3款 水道の確保

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第9節第3款第2に準じる。

第4款 下水道の確保

実施担当 企業部（上下水道課）

第1 趣旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第9節第4款第2に準じる。

第10節 教育対策の実施

実施担当 教育部（教育委員会）

第1 趣旨

町域に災害が発生し、または発生するおそれがあるときに設置する町災害対策本部教育部について定めるとともに、災害時の教育対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第10節第2に準じる。

第11節 危険物等の事故の応急対策の推進

第1款 危険物事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

対策にあたっては美方広域消防本部と連携をとり行うものとする。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第4章第3節第1款第2に準じる。

第2款 火薬類事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

火薬類に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第4章第3節第2款第2に準じる。

第3款 毒物・劇物事故の応急対策の実施

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第1 趣旨

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第4章第3節第3款第2に準じる。

第4款 放射性物質事故の応急対策の実施

実施担当 救助環境部（町民安全課・地域振興課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

放射性物質に係る事故等が発生した場合に、地域住民等を放射線から守るための応急対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第4章第3節第4款第2に準じる。

第12節 農林関係対策の実施

実施担当 農林水産部（農林水産課）

第1 趣旨

災害時の農林業に関する対策について定める。

第2 内容

新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第3編第3章第11節第2に準じる。

第13節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、情報部（企画課・議会事務局・地域振興課）

救助環境部（町民安全課・地域振興課）、建設部（建設課）

援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

農林水産部（農林水産課）、企業部（上下水道課）、消防部（消防団）

第1 趣旨

地震の本震により損傷を受けた施設等について、余震活動によりさらにその破壊が進み、危険性が高くなることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第2 内容

1 警戒調査

町は、地震の余震発生にともない随時、町域のパトロールを行い、危険性及び被害の増加について警戒調査を行うものとする。

2 土砂災害

(1) 指定地方行政機関のうちの関係機関・県・町は、総合土砂災害対策推進連絡会と協議、調整を行い総合的な土砂災害対策の推進に努めるものとする。

(2) 町は、県に協力して緊急にパトロールを行い、危険箇所の把握に努める。

(3) 町は、県に協力して、各々の管理する箇所で、次の緊急対策の実施に努めるものとする。

ア 緊急復旧資材の点検、補強

イ 観測機器の強化

ウ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

(4) 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化に努める。

(5) 町は、地すべり防止区域において、異常等が発見された場合は、県に報告し、協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難指示等を実施する。

(6) 町は、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、新温泉町地域防災計画地震災害対策計画編で情報の収集、伝達方法、災害に関する予警報の発令、伝達方法、避難対策、救助対策、被害の拡大防止対策を定める。

(7) 町は災害時における応急対策業務に関する協定により、協定した団体に依頼して速やかに土砂の撤去を行うものとする。

3 道路

(1) 管理者は緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所の把握に努める。

(2) 管理者は、危険箇所について、通行制限または禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を実施する。

(3) 管理者は、危険性が高いと判断される箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な対応を図るものとする。

(4) 町は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の事情を勘案して、実施に高度技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することとする。

4 ため池

(1) 管理者は緊急にパトロールを実施し、危険箇所の把握を行うものとする。

(2) 管理者は、それぞれの管理する箇所で、次の緊急対策を実施するものとする。

ア 緊急復旧資機材の点検、補強

イ ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削

(3) 町は、危険箇所周辺の住民への周知と警戒避難体制の強化に努める。

5 森林防災対策

(1) 町は、県に協力して緊急パトロールを実施し、危険箇所の把握に努めるものとする。

(2) 町は、県に協力してそれぞれの管理する箇所で、次の緊急対策を実施するものとする。

ア 緊急復旧資材の点検、補強

イ 観測、警戒機器の設置

ウ 危険性の高い箇所について仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去を行う。

(3) 町は、危険箇所周辺の住民への周知と警戒避難体制の強化に努める。

6 農業土木施設

(1) 施行中の農地、農業用施設工事にかかる者は工事用資材の流出や被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 既設の農地、農業用の施設の管理者はパトロールを強化し、危険箇所について補強補修等に努めるものとする。

7 宅地防災対策

(1) 町は、県に協力して、緊急パトロールを行い、危険箇所の把握に努めるものとする。

(2) 県、町は、それぞれの管理する箇所で、次の緊急対策を実施するものとする。

ア ビニールシート等の応急措置

イ 宅地防災相談等の実施

(3) 町は、民間宅地の崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化に努める。

8 建築物の防災対策

(1) 町は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、要員が不足する場合は県に応急危険判定士の派遣を要請するものとする。

(2) 応急危険判定士は「地震被災建築物の被災度調査、判定シート」を使用して外観目視を行い、判定標識を調査建物に貼付するものとする。

(3) 町は、公共施設等、町にかかる施設の被害状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

9 危険物対策

町、消防本部は危険物等施設の立入検査等を実施し、必要により適切な措置を本計画第3編第3章第11節「危険物施設等の事故の応急対策の推進」により実施する。

10 住民への余震情報等の提供

町は、余震に関する情報の収集と提供に努め、本計画第3編第2章第3節「情報の収集・伝達・調査」及び第3章第2節「災害情報等の提供と相談活動の実施」により、実施するものとする。

11 避難対策

避難については、本部に定めるもの及び本計画、第3編第3章第5節第3款「避難対策の実施」により実施する。

第 4 編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）、救助環境部（町民安全課・地域振興課）

第1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 内容

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設復旧事業

ア 河川災害復旧事業

イ 砂防設備災害復旧事業

ウ 地すべり防止施設災害復旧事業

エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

オ 道路災害復旧事業

カ 下水道災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

ア 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(3) 都市施設等災害復旧事業

(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 中小企業の振興に関する事業計画

(11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

(1) 大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。

ア 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

イ 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
- (セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還機関等の特例
- (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (ウ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (エ) 水防資材費の補助の特例
 - (オ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (カ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - (キ) 公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) 局地激甚災害に係る財政援助措置
- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (ア) 公共土木施設災害復旧事業

- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内外）
- (セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (ウ) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法により融資することとする。

ア 天災資金

関係機関は、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に農林漁業の経営等に必要な再生資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

イ 農林漁業金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対して、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は、補修資金の貸付を行うこととする。

4 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法が平成10年5月15日に成立しており、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図ることとする。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお、適用災害とする場合は、都道府県からその旨公示する。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額（下記アとイの合計で最大 300 万円）

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

被災世帯の区分	ア 基礎支援金 (住宅の被害程度)	イ 加算支援金 (住宅の再建方法)	計
・全壊 (被害割合 50%以上) ・解体 ・長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
・大規模半壊 (被害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
・中規模半壊 (被害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円
		補修	50 万円
		賃借	25 万円

(注) 1 世帯人数が 1 人の場合は、上記支給額の 3/4 の額

2 申請期間：自然災害発生からアが 13 月間、イが 37 月間

5 その他

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。さらに高齢化が進む中山間地域等への対応として、福祉的な支援の充実に努めるものとする。

第 2 節 災害義援金・義援物資の取扱い

実施担当 援護衛生部（健康課・福祉課・浜坂病院・地域振興課）

第 1 趣旨

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金・義援物資の取扱いについて定める。

第 2 内容

1 義援金の募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部等の関係機関と協議し、共同し、あるいは、協力して募集方法及び期間、広報等を定めて募集を行うこととする。

2 義援金の取扱い

(1) 義援金の受付及び保管

援護衛生部内に義援金の受付窓口を開設し、必要に応じて金融機関に保管するものとする。

(2) 義援金の配布

援護衛生部内に義援金配布委員会を設置し、関係機関と調整の上、公平かつ適切な義援金

の配布基準を設定する。

(3) 義援金の交付

義援金の交付は、被災者の申請及び被害調査結果に基づき、被災状況を勘案して実施するものとし、金融機関等への口座振込等により交付するものとする。

3 義援物資

(1) 義援物資の受付及び保管

援護衛生部内に義援物資の受付窓口を開設するとともに、避難所の運営状況等を考慮し、公共建築物に保管場所の確保を行う。

(2) 義援物資の配布

町は、被災者への配分を行うことを原則とし、物資の用途、数量、被災者数により実施する。

第3節 災害復興計画の実施

第1款 復興本部

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に組織として復興本部を設置することとする。なお、復興本部には、部等を置くこととするが、その構成と分掌事務については、設置の際に定めることとする。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部等を例として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定するものとする。

なお、復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

第2款 復興計画

実施担当 総務部（総務課・地域振興課）

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画との調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画―基本構想―」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

イ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

ウ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

震災対策国際総合検証事業の検証結果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成例

ア 基本方針

イ 基本理念

ウ 基本目標

エ 施策体系

オ 復興事業計画等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進するうえで、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びラ

イフラインを緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

